

平成27年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第4号

平成27年6月5日(金曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	櫻井繁行君	8番	古橋智樹君
2番	宮嶋謙君	9番	小松崎誠君
3番	設楽健夫君	10番	加固豊治君
4番	来栖丈治君	11番	佐藤文雄君
5番	川村成二君	12番	中根光男君
6番	岡崎勉君	15番	矢口龍人君
7番	田谷文子君	16番	藤井裕一君

欠席議員

13番	鈴木良道君	14番	小座野定信君
-----	-------	-----	--------

出席説明者

市長	坪井透君	土木部長	渡辺泰二君
副市長	横瀬典生君	会計管理者	君山悟君
教育長	大山隆雄君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	木村義雄君	教育部長	飯田泰寛君
総務部長	小松塚隆雄君	上下水道部長	田崎清君
市民部長	板垣英明君	農業委員会事務局長	高田忠君
保健福祉部長	金田克彦君	監査委員事務局長	槌田浩幸君
環境経済部長	根本一良君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	櫻井清
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	小池陽子
〃	係長	齋藤邦彦

議事日程第4号

日程第1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 設楽健夫 議員
- (3) 来栖丈治 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 古橋智樹 議員
- (2) 設楽健夫 議員
- (3) 来栖丈治 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 貧困による家庭教育不足ケアと急務18歳選挙権への備え
		2. 市長権限となる総合教育会議と子どものスキルに資する近隣市予算格差
		3. 国保平成30年度県移管と資産割など近隣市負担割格差への対応
		4. 指定金融機関制度の見直しで地域活性化を
		5. 公平性を証明できない現状の競争入札等参加の当市事務取扱
(2)	設楽健夫	1. 直近10年間の市長、議員、職員の逮捕・不祥事の再発防止策と政治倫理条例の制定について
		2. 焼却施設建設（3市1町広域ごみ処理計画）霞台厚生施設組合加入について
		3. 協同病院へのアクセス道路の整備及び神立－西成井線バイパス工事の見通しについて
(3)	来栖丈治	1. 桜の保護活用について
		2. 介護保険制度の主な改正について
		3. 生活保護の現状と課題について
		4. 防犯灯の県道への設置について

開 議 午前10時00分

○議長（藤井裕一君）

ただいまの出席議員数は、14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてただす場であります。よって、市政以外に対する質問は認められないので注意をし、また、法令等を遵守した上で質問されることを求めます。

なお、5月14日の議会運営委員会において決定したとおり、一部事務組合に関する質問はできないことになっていることから、市の一般事務の範囲を超えないように注意をして質問することを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、簡明な答弁をされるようお願い

いをいたします。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴する際、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは傍聴規則において禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 一般質問

○議長（藤井裕一君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

8番 古橋智樹君。

[8番 古橋智樹君登壇]

○8番（古橋智樹君）

おはようございます。

平成27年第2回定例会に当たり、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず第1点、貧困による家庭教育不足ケアと急務18歳選挙権への備えをお尋ねいたします。

市内現状への対応と実績、反省をどのように捉え、10年、20年後と生産する成人期に市として成果、市内投票率や有権者意識を目指すか。親と子、それぞれ個別のポリシー、国・県施策、他部門地区、他市、他行政等との連携は、をお伺いいたします。

2点目、市長権限となる総合教育会議と子どものスキルに資する近隣市予算格差についてお尋ねいたします。

教育制度改革による地方自治体ごとの教育大綱等にどのように臨むのか。学校施設設備への教員姿勢から、子どもに直接資する効率ある事業計画化への取り組みも可能である。市内現状への対応と実績から10年、20年後に成果を目指すか、お伺いいたします。

3点目、国保平成30年度県移管と資産割など、近隣市負担割格差への対応をお尋ねいたします。

急展開する方針となり、残り3年でどのように取り組むのか。市町村別の賦課方式が一斉に切りかわることは考えがたく、段階的な措置等あらゆる想定ができるが、資産割等、当市の賦課方式割合で先行して見直すべきことはあるか、お伺いいたします。

続いて第4点目、指定金融機関制度の見直しで地域活性化を。なれ合いの中では見失い、気づけないことが常である。先進事例のように、輪番制等でなければ各金融機関のよさがわからない。公金が停滞することでは活性が生まれにくい。現状の体制、事業への効果、金融機関の預金貸し出し額、業況等を踏まえ、制度見直し等を検証することが必要ではないか、伺います。

最後に5点目、公平性を証明できない現状の競争入札等参加の当市事務取り扱いについてお尋ねいたします。

競争入札等の担当課処理において、見積もり合わせで見積書の封印、提出日時、受取人、開封者、開封立会人等、調書も説明も公務員として、公平・公正に処理したことを証明できない事例があった。これまでの競争入札等の処理決定が非常に疑わしい。どのように処分等、反省を実行

するのか伺いまして、私からの第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

古橋議員の質問にお答えをいたします。

初めに、1点目、貧困による家庭教育不足ケアと急務18歳選挙権への備えのご質問にお答えいたします。

現在、教育に大きな期待が寄せられる一方で、子どもたちの学ぶ意欲や体力の低下、基本的な生活習慣が身につかないなど、子どもにかかわる課題が指摘をされているところであります。

そのような中、近年、未成年者による事件・事故などを見ますと心の痛む事例が年々とふえている状況にあります。幼児期からの教育の必要性を強く感じているところであります。

教育は、家庭や学校などはもとより、社会全体でかかわり育むことが必要であり、次代を担う子どもたちに人格形成や人間性を育む上で大変重要なことであります。幼児期の教育は、特に人間形成の基礎期として最も重要なときであります。また、学校教育では、学習指導要領の理念であります生きる力、確かな学力、豊かな心、たくましい体を育む教育が必要と捉えているところでございます。

このようなことから、幼児期から学校教育までの年齢層に沿った教育を提供できるよう、幼児期においては、発達の特性に配慮した個性や才能を伸ばし、学校教育の場では、市総合計画に掲げる人間性が豊かでよりよい生き方を求める子どもの育成を図る事業を推進し、子どもたちが将来の夢や希望を持ち、次代の社会人として社会に貢献できる教育を目指しているところでございます。

また、18歳で選挙権が与えられる場合には、よりよい判断のもと投票し、将来のまちづくり、国づくりに結びつくことと思います。

ご指摘の貧困による教育不足ケアにつきましては、保健福祉部長から。次2点目、教育大綱への取り組み姿勢と目指すべき成果につきましては、教育長から。3点目、国民健康保険に関する近隣市との格差については、市民部長からの答弁とさせていただきます。

次、4点目、指定金融機関の見直しについてお答えをいたします。

指定金融機関につきましては、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき金融機関名を指名しております。現在の指定金融機関につきましては、かすみがうら市発足時から、また合併前の状況では、昭和53年、旧千代田町で当時の関東銀行、現在の筑波銀行を指定し現在に至っております。

指定金融機関は、責務として指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納、また支払いの事務を総括することとされております。継続的に指定金融機関として業務に携わっていることにより、本市の業務への理解の深まりやノウハウの蓄積によって、確実な業務遂行がなされていると考えております。また公共施設3カ所の窓口設置やことし4月には地域振興協定の締結など、地域ニーズに柔軟に対応していただいているところでございます。しかしながら、ご指摘の

とおり指定金融機関を定期的にかえることで、お互いの業務内容を取り入れ効率化できることも考えられます。

茨城県内には、輪番制を取り入れている自治体は8団体あると把握をいたしております。現在の状況が完全であると考えているわけございませんので、今後、他市町村の状況、また費用対効果さらには効率的な行政運営、事業効果などを含め公共施設全体のあり方を俯瞰した中で課題の一つとして検討してまいりたいというふうに考えております。

次の5点目、競争入札等への参加事務につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

[教育長 大山隆雄君登壇]

○教育長（大山隆雄君）

2点目1番のご質問にお答えいたします。

平成27年4月1日施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、全ての地方公共団体に首長と教育委員会で構成する総合教育会議の設置が義務づけられ、教育行政の大綱の策定などを協議・調整をすることになりました。また、教育大綱については、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針を市長が定めるもので、大綱を定め、または変更しようとするときは総合教育会議において協議することとされております。

本市の教育大綱の策定につきましては、教育行政の基本方針である教育振興基本計画を教育委員会が平成27、28年の2カ年間で策定を予定しており、関連性があることから並行しての策定を予定しております。平成27年度に基礎調査を実施し、平成28年度に基本理念や基本施策の検討等を行い、策定するように予定しております。策定に当たっては、これまでの教育課題を整理するとともに、地域の実情を考慮しながら長期的視野に立った真に子どもたちの成長に資するような施策体系となるよう総合教育会議において十分協議を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

市民部長 板垣英明君。

[市民部長 板垣英明君登壇]

○市民部長（板垣英明君）

では、私のほうから3点目1番、国保平成30年度の県移管と資産割など近隣市負担割格差への対応についてお答えいたします。

平成30年度から国保の財政運営を都道府県に移行し、市町村との共同運営体制とすることを柱とした国保等の改正案は平成26年度の成立を目指しておりましたが、審議日程がずれ込み、26年度中の成立はできませんでした。その後、4月になり衆議院を通過しまして先月の27日に参議院本会議で賛成多数により可決いたしました。

県移管につきましては、3月の第1回定例会において佐藤議員のご質問にお答えしましたよう

に、都道府県では、県内の統一的な国保運営方針を定め、市町村ごとの分賦金決定及び標準保険料率の設定、保険給付に要する費用の支払い、市町村の事務の効率化、広域化等促進を実施し、市町村は、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、きめ細かい事業を引き続き担うということになっております。しかし、分賦金決定の計算方法など細かな部分につきましては、引き続き協議されることとなっております。

今後は、法案の成立がおくれたことなどを考えますと、必ずしも平成30年度から広域化されるとは断言できませんが、そこに向けての会議が急ピッチで進められることと思いますので、県を中心としまして広域化に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、当市の賦課方式割合を先行して見直すことにつきましては、一般会計からの赤字分を繰り入れている状況にありますので、医療給付額も伸びているため、保険税を下げる方向での見直しは難しいと考えておりますが、広域化による具体的な保険税賦課方式や標準保険料率が早期に決定するようであれば、決定した時点で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

5点目、入札関係の事務に関する質問にお答えをいたします。

古橋議員から、見積もり合わせによる随意契約において見積書の受領方法についてご質問をいただきました。

これまで、検査管財課で見積もりの徴取と契約の依頼をいただいた案件につきましては、見積もり合わせの際には、立会人と補助者を置き公正な事務に心がけてまいりました。しかしながら、今までは見積書の取り扱いの定めがなかったこともございまして、封印をしていないものもございました。また見積書の受け取り日時、受取人等についても特に記録に残しておりませんでした。これらの扱いは公正な事務の執行を証明するには不足があったと反省をしております。

議員からのご指摘を受けまして、平成27年4月21日以降の見積もり徴取においては、見積もり依頼書の文面に封印することを明記いたしまして、さらに見積書を受領する際、いつ、何時に、誰が受け取ったのかを記録に残すよう改善をいたしました。今後は見積書の事務取扱について共通理解をするためにも、要綱等の制定についても検討をしていきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

それでは、追加答弁をさせます。

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

古橋議員の1点目の貧困による家庭教育不足のケアについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、貧困率についてご説明をしますと、貧困率を示す指標としまして相対的貧困率がござ

います。これは世帯収入から子どもを含む国民一人一人の所得を計算し、順番に並べたとき、真ん中の人の額の半分に満たない人の割合とされております。平成25年度の厚生労働省の調査によりますと、国民の16.1%の人が貧困であるとの調査結果が出ております。

市の貧困の状況につきましては、初めに生活保護の状況及び生活困窮者の事業について、お答えをいたします。

平成27年4月1日現在、生活保護世帯は212世帯で252名、保護率は0.6パーセントで、県平均の保護率0.9パーセントより少ない状況でございます。保護世帯としては、高齢者世帯が多い状況となっております。障害者のいる世帯や疾病者のいる世帯もあり、就労が困難なため生活が困窮している世帯があるという状況です。また、未就学児及び児童・生徒のいる世帯は10世帯、14名の児童が小・中学校のいる世帯になってございます。教育扶助の支給として、毎月、学習支援のための費用や学校給食費等を支給しております。

生活が困窮している家庭につきましては、平成27年度から開始となりました生活困窮者自立支援制度において、任意事業として学習支援事業がございます。学習支援事業は、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を行う事業であります。県内において実施をしている自治体はありませんので、県外の事例で申し上げますと、学習する場所を提供し、大学生やボランティアによる学習指導や相談を学校や関係団体との連携を図り、実施している事業でございます。

本市においては、今年度、必須事業である生活困窮者自立相談支援事業及び住宅確保給付金の支給による事業を実施しており、自立相談等によりニーズを把握した上、次年度以降の実施に向け検討をしております。

次に、家庭教育不足のケアについてお答えをいたします。

乳幼児期における子どもの教育につきましては、非常に重要な時期であるとの認識をしております。本来、保護者などにより、子どもとのかかわりを深めながら、一定期間、家庭において教育・保育ができることが望ましいことであると考えているところでございます。

しかしながら、核家族の進行や女性の社会進出、就労形態の多様化などにより、家庭において教育や保育が難しい状況の中、保護者にかわり保育所等でお預かりをするなど、保育需要が高まり、保育所の役割と機能の充実が求められているところでございます。

保育園については、教育環境が整っているものと思っておりますが、市保育所につきましては、保育指針に基づき、養護と教育を一体的に行うなど集団生活の中で、手で触れ、目で見、耳で音を聞き感じるなど、いわゆる五感を使った遊び・体験を通して学び、挨拶や片づけ、衣服の着脱、食事のマナー、歯磨きなど、生活習慣を身につけるなど、ルールづくりを心がけ、家庭との連携や保護者に対する支援を行っている状況でございます。

また、昨年4月に子ども家庭課内に子ども未来室を設置し、総合的な相談窓口として、子どもや親支援を行っております。さらには保育所や学校で定期訪問相談事業の実施や保健センターで行っている乳幼児健診時に出向くなど、母子等の状況を把握し、成長過程における障害などの早期発見、早期対応に努め、子育て世帯への支援に力を入れているところでございます。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、第1点の貧困による家庭教育不足ケアと18歳選挙権への備えということでお尋ねする前に、まず改めて私のほうで質問に際してデータもあわせて持参いたしましたので、加えながら伺いたいと存じます。

先ほど来、貧困率等の数字がありますが、厚労省が25年、一昨年の中で国民生活基礎調査というものを実施したのから引用したグラフでございます。25年ですので、最新値が24年ということで日本全国の全世帯です。お父さん、お母さん、さらにはおじいちゃん、おばあちゃん、お勤めになっているお子様も含めての平均でございます。

先ほど、保健福祉部長のほうから貧困率という定義について説明ありましたが、こちらの私の申し上げているのは、単なる平均所得ということで全世帯ですと537万という状況でございます。こちらは恐らく所得ということでございますので、控除等も含めた内容で平均的に250万ちょっとの収入の方が2人いるような数値でございます。子どものいる世帯ということで、こちらの表の折れ線グラフの一番上になるんですが、先ほどの537万円に対しまして、児童のいる世帯が673万となっております。これは意外にいい数字だなという私の実感もあります。いろいろ子どもがいるということで、児童に対する特別な措置も含めての中で、こういった日本の取り組みで子どもたちの家庭環境を保護しているという実績のあらわれかと思えます。参考に高齢者世帯ということで、こちらは309万円となっております。

先ほどの保健福祉部長が申し上げた貧困率の算出に際しての中央値というのが同じく厚労省の同調査によりますと、中央値というのは一番真ん中の所得ということで432万円で平均が537万ということなんですが、こちら私の手元だけの一部の書類ですので、私が口頭である程度どういう図なのかご説明する必要があると思うんですが、こちらの100万から400万、こちらの間の世帯という割合が非常に大きいです。100万から400万ということで合わせますと40%、約4割、そのような世帯の収入で今切り盛りしている状況です。先ほどのグラフの中では、平成7年あたりの所得が一番よくなり、今下降ラインを下って東日本大震災のあった2011年3月の影響でややへこみがありますけれども、その後、国のいろいろな措置により下がらないような形で何とか維持をして、今現政府が取り組んでおりますアベノミクス等で量的緩和の後に公共事業を第2の矢として取り組んで、その形もあって、現在株価が2万円を超えているような状況でございますけれども、この地方には、まだまだその景気のよさというものが伝わっていない実態かと思えます。

続いてのグラフなんですが、こちらが先ほどの保健福祉部長が言った子どもの貧困率、相対的貧困率、子どもの貧困率には触れておりませんでしたね。相対的貧困率16.1という数字がございます。こちらにつきましては、著しい下がった数字ではないんですが、昨今の報道によりますと、やはり非常に生活が厳しいという実感が出ているという報道もなされているわけでございます。その一つ理由に、非常に先ほどの答弁もありましたけれども、核家族化の中で国の政策によって住宅ローンという有利なものが出て、これまでおじいちゃん、おばあちゃんと住んでいた形も核家族化傾向になり、その住宅ローンを背負いつつ、車も国家減税などという国の取り組みもあって車を買って直す。それに加えて、皆さんもお持ちの携帯電話も大分高度化が進んで、料金もそれに見合った形で上がって、非常に家計の常日ごろの経費が上がっているという形の中で、先ほど

は生活保護の割合については、当市は県平均よりは下回っているという状況ですが、その上の所得の方々、私のみならず皆様方もそういう中で、景気はまだまだ厳しいというふうに、皆さんお考えになって捉えられているかと思えます。

まず、ここで市長さんに簡単にお尋ねいたします。

当市の景気観というもの、これは市長の何か調査に基づくものでなくて結構でございます。当市の景気観をお尋ねしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当市の経済的な景気ですよね。今お話がありましたように、国全体としましては、この株高、それから円安等によりますその効果が出てきまして、輸出関連、大手企業等によって大分経済の回復はしていることはマスコミ、新聞等でも毎日報道されているところでありまして、そういった意味では、私も大変心強く感じております。ただ、古橋議員のご指摘にもありますように、私ども生活する中で、この地域内の中小の方々、商工業の方々、あるいはまた自営業の方々なんかを見てみますと、必ずしもその経済景気がそういった方のところまで行き届いているかという、そういった実感はやや少ないと思っています。ただ、全体としてそういった傾向の中で、雇用も改善しているようでありますから、その流れは決して間違いでもないし、いい傾向だと思いますけれども、実感としてはちょっと少ないというふうに感じているところでございます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

これは市長の答弁改めて再確認の上でいただいたもので、皆さんもご想像のとおり景気観、状況だというふうにいただきました。

続いて、こちらは先ほど来の同調査の中で、その実感ですね。実感がどのように推移しているかということの平成13年から25年にかけて5回の調査の中でございます。大変苦しい、やや苦しい、普通、ゆとりがあるというようなコメントをいただいた割合でございます。平成13年、いろいろ景気の情勢が下降気味になって失われた年間のどのという定義になる時期かと思えますけれども、そういう状況でも、いまだバブルの余韻が若干地方にも残っていて、全国的な中では平成13年で半分が51%苦しいという、大変苦しいとやや苦しいを合わせて51%、しかし、25年になりますと、それがさらにふえまして、この調査の中では最新値でございます。59.9ということでやや60ですね。10%も苦しいという生活感が出てございます。

そういった中で、いろいろな家族スタイルが出ているわけですが、私が質問の中で伺っております貧困による家庭教育不足ケアということで、まず、皆さんも思い当たると思えますけれども、母子家庭ということで父子家庭、一人の親で子どもを育てながらやるというのは非常に想像すれば大変忙しい、大変苦しいというような実感の答えが大多数だと思います。お金が幾らあっても、一人で子どもを育てながら勤めるというのは、生活を維持するというのはかなりのお金があっても苦しいという答えになるだろうと察します。そういう中で、やはり物理的な時間がどうしても先ほど10%もふえているということで、時間にしたら相当10%ふえているというこ

とは、そのゆとりの時間が少なくなっている。相当数、1割どころじゃない。そういう逆算も考えられると思います。そういった中で、子どもが非常に親の仕事の忙しさの中で、愛情であったり教育的な内容であったり、子どもとゆっくり過ごすという時間も厳しい中で、子どもの心というものは昔も今も一緒です。やはり愛情が基本となっていて、そのほかのゆとりはやはり給料がある程度もらえて、休みももらえるということが願いではありますが、皆様もご承知のとおり、薄利多売、多働ということで薄い利益の中でたくさん働かなくてはならない昨今であります。一日も早く株価のような数値の上がり方が皆さんの所得、それから皆さんのゆとりに反映されることを願うところですが、現実として非常に子どもたちは昔の専業主婦やじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいたような家族環境と違い、先人からいろいろな世の中のノウハウを教わる機会が失われている状況かと思えます。

そういったことで、ますます私はそこに予算、事業計画というものを各地方自治体、市町村も注視して措置するというのが私は10年後、20年後の子どもたちに利する。さらには冒頭の選挙権の18歳ということで、より18歳からお勤めになる方がさらに社会の正式な一員として選挙をするというふうな中では、2歳下がるということは大変な私は世の中の課題だと考えております。

そういう中では、義務教育はそう簡単に枠が広がるということはないと思いますが、それを補うのがやはり家庭教育、私はイコール同等と考えているんですが、幼児教育、これが後々の私たちの社会の少子化の中で効率的な子どもたちが能力をさらに高めて上の世代を支える。そういう中では、やはり予算を小さい子ども、特に就学前ですね、これを投じることが日本全国のみならず、各地方のそれぞれの状況に合った対応、必須なことであろうと私は考えております。

こちらの表をご説明いたしますと、こちらは国の厚労省の数字ではなくて、当市の税務課で書類をいただいた内容からつくったものでございます。課税標準といまして、皆さんの申告、いろいろ医療保険等を省いたものに対して課税する金額ごとに割合をおおむね100万円段階で円グラフにしたものでございます。その中で100万円以下、実質はこの中の数字から逆算しますと、控除を含めて平均所得が142万という平均の方々、これが当市の中で39.4、ほぼ4割、そして課税標準が100万超から200万以下、これが控除を含めた形で逆算しますと、平均が259万、これは先ほど国の調査、世帯でしたが、これは1人です。1人当たりですが、これが259万の所得と平均で見込まれる方、こちらが30.1%、3割、合わせて300万にも満たない方、いかがですか。この70%もいらっちゃって、私はこれを思うと本当に生活大変だろうなと。残りの皆さんの生活様式に合わせてお付き合いするの大変だろうなというふうに想像した次第です。7割の方が300万にも満たない方が1人当たりです、いらっしゃるといいます。これは26年ですので、現在住民税の形で賦課する内容でございます。最新値です。7割ですからこそ、私はこの7割の皆さんに限らないことなんです、それぞれによりましては、経費もさまざまであります。

そういった中で、この表をごらんいただきますと、人口ピラミッドということで、大変これは22年ですので、5年前です。非常に首が細い人口ピラミッドです。最近では、所得倍増計画だの、番組の中で人口ピラミッドの形がその日本の情勢に非常に合っていたということで、高度経済成長を遂げられたということですが、この当市の人口ピラミッドの形は、その高度成長のものとは形は全く相対しているような状況でございますから。

そういった中で、国ももちろん第3の矢の設備投資をやるためには、やはり人口増加がどうし

ても国力を上げるためには必要だということで取り組んでいるのが現状でございます。そして、きょうになってさまざまなニュースの中で、地方創生会議ということで、もう皆さんもお聞きになったと思いますが、もうこんなにも政府が地方へ人を移す計画を具体的に示すという。これは非常に少子高齢化の中を急ピッチで是正していきたいという国の取り組みです。

私もことし第1回の定例会の中で、地方創生についてはお尋ねさせていただきました。このように国が急にピッチを上げてくる中では、やはり当市も1年ゆっくり内容を充実させることも必要であります。スピード感というものも必要であろうと考える次第でございます。しかし、私が今回1つ目の質問として伺っております貧困による家庭教育不足ということは、先ほどごらんいただきました所得の推計からご推察いただければ、その地方創生の成果を出すということを待っていたのでは、非常に大変苦しいというそういう割合がどんどんふえていくだけでございますので、地方創生の取り組みとともに、私はスポット的に優先して家庭教育支援、幼児教育、そして18歳の投票ということではほぼ決まりかけているわけですから。そういったことに別途地方創生の中で事業計画するのではなく、スポット的に予算措置、事業化する。現在その1年、2年を地方創生ということで待ったら、その子どもの予算措置されない空洞期間が出てしまうわけでございます。毎年子どもは生まれて育っていくわけでございます。そういった子どもにも将来を担っていただくのは、確実なことです。我々はその子どもたちに予算するのは当然であろうと思う次第でございます。

当市、この人口ピラミッドを全国的なものシルエットを重ねて見ますと、私の重ねる根拠でございますので、若干の食い違いはあろうかと思いますが、やはり全国的なものと比較すると働き世代が足りないというふうに私は重ね合わせて感じたところでございます。

そういった中で、投票権が2歳下がるということは、私は義務教育以前の3歳から4歳、5歳、ここに私は予算事業化をスポット的に優先してやっていただきたいというのが願いであります。18歳から投票、もう来年から始まるわけでございます。そう想定されております。来年有権者年齢が下がって投票する方は、これは実際には市としてできる限りの範囲はあるかもしれませんが、小さい子どもたちには、やはりそういった世の中の一員として市として予算措置してあげる。医学的にもやはりその3歳、4歳、5歳というのはこちらの表をごらんいただくとスキヤモンの発育曲線というのがございます。これは皆さんにはなかなか見えないと思いますが、脳の働き、神経系が体の成長、そして性の発達よりも格段に3歳、4歳、5歳あたりで先に100%へ向かって早く成長するという。これは理論でございます。

そういった点から、私は国の指南を待つのではなく、当市の実情に合った予算の捻出の形の中でも十分できることかと思えます。そういった取り組みを私は地方創生というスパンで待つのではなく、ぜひスポット的に追加をして事業化をやっていただきたいと考える次第でございますが、市長さんのこれについてのご見解をお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

ただいま古橋議員からさまざまな角度から所得を含めましてご指摘をいただき、大変感銘を受けるご指摘だと思っています。

そういう中で、特に幼児期、3歳から5歳の教育が大事だということをお答えいただいたわけですが、大変その時期というのは人間形成にとっては一番大事な時期でもありますし、なおさら今お話がありましたように、きのうの国会で18歳の投票権が承認される決議もされております。そういう中で、私も教育はまさに国家の一番の社会の財産でもありますし、それから、本当に国家百年の計と言われるものでありますから、しっかりとこれからの時代を支えられるような人材を育てるために特に今ご提案いただいた低年齢児につきましても、さまざまな角度から教育関係者のご相談をしながら、力を入れていきたいというふうに考えておりますので、ご指導をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ありがとうございます。

その3歳、5歳からの事業化というのは、私は市の皆さんにとりましても、非常に負担軽減の効率化ということでも生まれてくるということで考えております。私がこの家庭教育と唱えておりますのは、3歳、5歳の幼児教育です。こちらの事業を予算化すれば私は次のようなメリットを考えております。義務教育の学習がスムーズになる。生徒指導の負担軽減につながる。思春期における親の負担軽減につながる。18歳までの大人意識の成長を効率化する。そして少子化時代に、より生産性の能力が必要となり高まるということを私は考えております。このことにつきましては、私の2つ目の質問、市長権限となる総合教育会議と重複していることもございます。

そういった中で、先ほどご答弁がありました。新教育改革ということで総合教育会議に具体的にお話を伺っておりますと、現存の教育委員会に市長が加わるということだけです。果たして、確かに有識者の皆さんがそろえばそれなりの形はできるであろうと思いますが、やはり人数的には文殊の知恵として、もうちょっと組織体制を補うような形が必要であろうと思うところであります。

このことについて、市長部局でも教育委員会でも結構なんです。現状、実情としてはいろいろ滋賀県の問題が発端となって、いじめ対策の先般の条例も含めてそれに見合わせた体系となっておりますが、私はせっかくの改革でありますから、それだけに終わることなく、先ほど申し上げているような家庭教育、幼児教育にもその意見が効率的に反映されるように、組織固めがまずは必要かと思うんですが、何度か部長等を初めお尋ねしましたが、市長が教育委員会に加わるだけなんだという、その体系で先ほどご答弁がありました。2カ年かけて教育の計画並びに大綱を整えるということでもあります。

非常に地方創生の取り組みとギャップがあるんですが、この点について何か教育委員会と市長だけで十分だよというのであれば、それでご答弁いただいても結構なんです。やはりたくさんのご意見を、よりいい公約数として大綱計画に盛り込むためには、こういう体系も整えたいというお考えがありましたら、ご答弁いただきたいと思ひまして、再質問とさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

それでは、私のほうから教育委員会事務局という立場で、ご答弁させていただきます。

先ほど来、家庭教育というさらに3歳、4歳、5歳といういわゆる幼児期における家庭教育というお話が再三出てまいりました。貧困というようなお話も出てまいりましたが、事務的なお話でちょっとご説明させていただきます。

教育委員会におきましては、小学校入学前の家庭教育事業ということで、生涯学習課が進める子育て広場事業というものがございます。こちらは3歳以上の未就学児、いわゆる小学校入学前という、教育委員会総合会議の拡張性というお話でしたが、教育委員会の総合教育会議につきましては、先ほども教育長からもございましたように、教育委員会と市長でメンバーを構成して協議をするものでございまして、これは変わりあるものではございません。ただ古橋議員のおっしゃるように、教育をどういうふうにしていくかというようなお尋ねでございますので、そういったものは、先ほど教育長からもありましたような教育振興計画の中でどう位置づけていくかということが重要になってこようかと思えます。

具体的には事務的なことを申し上げますと、その未就学児のお子様たちを持つ親御さんが、なかなかどういうふう育てていっていいかわからない。いわゆる子育て初心者の方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういった方々を支援する事業を教育委員会事務局と生涯学習課で行っていると、そういうこともございます。まだまだ古橋議員さんのおっしゃるような、思い描いているようなスケールの大きなものには至っていませんが、今後はそういったこともどういう具体的なことを実施していくかというようなことも教育振興計画の中で協議をし、さらには議員の皆様のご意見等をいただきながら、計画を策定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時11分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それでは、引き続き再質問を進めさせていただきます。

先ほど、部長から答弁がありましたが、教育委員会と福祉部門に悪い言葉遣いの例なんですが、縦割り行政ということで、非常に予算の効率も実際的には重なり合って無駄な部分もあるのが実態かなと私は見ております。ぜひ予算書の中に新たな目、節を設けて通常の保育関連の管理とは別に新たな目、節を設けて取り組まれるような財政面の予算措置、それから人員として事業の組み直し等もぜひご検討いただければというふうに思う次第でございます。

先ほど、教育部長から、一例がありました子育て広場わくわくという事業ですが、私の自宅にもたまたま届きまして、内容的には非常にいい内容なのかもしれないけれども、実はこれを多

くの方に効果的に予算が届くというのが私は行政のテクニック、これからの少子化の中では必要だと思えます。やっている内容はちゃんとしっかりそろっておりますけれども、それを多くの対象者に99%行き届かせるというそういった行政の技術、それをぜひこの機会に僭越ながらではございますけれども、ご一考いただければというふうに思う次第でございます。

連携という中の参考例で、小生にも小さい子どもがいるもんですから、連携、既に確立しているものもちょっとご紹介させていただきますが、これは保育所でやっている幼年消防クラブ総会という内容なんです、私非常に感動したんですが、防火の誓いというのがあって、第1条、第2条とあって、子どもたちにわかるレベルで日常は絶対火遊びをしません。その後、私たちは礼儀正しく素直な子どもになりますと。私のこんなことかもしれませんけれども、こういう連携が非常にこれからの行政には必要であろうと思う次第であります。

そういった中で、家庭教育、幼児教育に各家庭によって義務教育前の子育て教育の観念はさまざまです。無理強いされるというふうに受け取られる兼ね合いの中には発生するのかなという想定もありますが、やはり先ほどのような心があれば非常に行政としても伝わるだろうと思う次第です。難しいことは要らないんです。無駄に金をかける必要もないです。そして中にはなかなか仕事が忙しくて、子どもに愛情が届かないという家庭もあるかもしれませんが、本音はそうではないということをご理解いただいて、そして私も保育所をのぞく機会があると、やはりこれだけ景気の悪い時期がしばらく続きました。全般的には子どもにはぜひ将来有能になってもらいたいという思いは景気のいいころに比べて、今だからこそ、子どもにける思いというのは非常に強いというふうに感じ取っているわけでございます。

そういう状況ですので、保育所でも児童館でも、ぜひ将来なりたい夢に職業に、それを宇宙飛行士だ何だと消防士だと聞くだけではなくて、その職業のためにはレスポンスですね。どういう学習、勉強をするとそれに進めるんだよという、それがやはり幼児教育の一つとして動機づけということで、後の人生に非常に大人になったときに心の支えとなるのではないかなというふうに考える次第でございます。

今現在の従前の事業、特に保健福祉部の関係は健やかな環境で子どもを安全に預かるというようなスタンスだと思います。これにプラスアルファ付加するだけで、私はもう十分だと思うんです。宇宙パイロットを目指すには、算数を学んだねというその一言を子どもの成長に合わせて助言するような、そういったもので私は非常に先ほど来申し上げているような効率化、負担軽減が生まれるものと信じている次第でございます。

時間の限りもありますので、2点目の教育総合会議、そして教育振興費に関する再質問に移らせていただきます。

きのう、中根議員の質問におきまして、私、途中中座させて失礼させていただいたんですが、大山教育長がいつも簡単に算数だよというような方針を打ち出して、その後半ちょっと聞いたかったんですけども、ちょっと諸事情がありまして、席を外させていただいたんですが、私、第1回の質問で数学的な考え方どうだということで、議事録にも手前みそですけども、1回目の質問の前段として言わせていただきました。理科観察実験指導や英語のCLT情報のICTなど、文科省のフォーマットをごく一般的に与えるのではなく、物心が養われる小学校の年代こそ、例えるならば、算数で数学的な考え方を育てるような取り組みをと前置きさせていただいて、再質

問の際には、大山教育長、読書だ、国語だとお答えいただいて、なおかつ学校教育課の皆さんに話を聞いたら坪井市長も選挙公約で国語と掲げられていた。きのう中根議員にした2回目の答弁の内容も聞きました。

私もその理屈で先ほど申し上げた数学的な考え方というのは捉えております。大山教育長の、大変プロの前で僭越なんです、その特に算数、数学を優先科目としてすべき理由ということで、積極的な理由でいわゆる根拠ということで申し上げさせていただきますと、各科目の中にそれぞれ指導要領で定めておると思うんですが、指導要領の第2章第3節の算数で平成20年3月に、これは改訂した内容だと思うんですが、算数的活動を通して数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身につけ、ここまではごく当たり前のことを言っています。その後です。日常の事象について見通しを持ち、筋道を考え表現する能力を育てる。日常の事象について見通しを持って、筋道を考え表現する能力を育てる。この続きがあります。とともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、これはどの科目でも同じようなこと、その後、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。これがまさしくきのう大山教育長が答弁なさっていた日本の産業の礎となる算数であろうということなんです、教育長にお尋ねしますけれども、あれだけ私再質問で国語だったんですが、教育長としての見解を新たに再考いただいたと思うんですが、その具体的算数像を捉えたきっかけを中根議員にお答えした内容と重複しないような形で工夫してご答弁いただければと、お願いします。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまの古橋議員さんの質問にお答えいたします。

3月議会するとき、確かに国語、読書というようなことでお答えしたと思うんですが、そのときに前段にたしか今おっしゃったようなご提言がありました。それを受けて現在特色ある特徴的な取り組みは何かあるかというようなご質問だったかなと記憶しているんですが、その質問でしたので、私は実際取り組んできた中でとても印象深く残っているその読書指導、国語の授業とともにそういうことで一応読書、国語ということで取り上げたかと記憶してございます。ですから、今学校の課題は何かということで、昨日、中根議員さんからの質問がありまして、これは県と同じように、本市においても学力向上が第1の課題であると。その中でも、特に算数・数学の学力向上については、力を入れていかなければならないということで、お答えいたしました。

その背景になるものについてですが、このPISAというOECDに加盟する41カ国が取り組んだものなんです、これ英語で言うと、「プログラム・フォー・インターナショナル・スチューデント・アセスメント」というんだそうなんですが、一般的にはピサと言っているわけですが、PISAですね。国際的な学習到達度に関する調査ということで、15歳、日本で言うならば高1の生徒を対象にした調査なんですけれども、4つあるわけなんですけれども、読解力、それから数学的リテラシー、それから問題解決能力、科学的リテラシー、これは活用能力なんですけれども、この4つについての調査を41カ国の国が参加して行ったところ、大変日本も当初はかなりいい成績をおさめておったんですが、年を重ねるごとにその順位が低下してきてまして、この例えば一つの例を挙げますと、数学的リテラシーの分野ですと、2000年度の調査では、41カ国中1位だった

んです。ところが、2003年度は6位、これは2008年ですか、10位に落ち込んでしまうと。そういうことで、これは何が原因であるのかということで、当時大きな問題になったわけですが、やっぱりその背景にはゆとり教育というものが根底にあるのではないかと。つまり今まで詰め込み教育で進めていたことの弊害が出て、きのうも説明させていただいたんですが、そのあたりからこれの見直しが必要だろうということで、学力向上というものが強くうたわれるようになってきました。

それで、県ではその学びの広場サポートプランということで、小学4年生、5年生を対象にして算数の基礎学力を向上させたいということで、夏休みに5日間時間をとって重点的に指導に当たると。それが今度は中学1、2年生に対しても行いましょうということで、今年度1年間を通して15時間、その時間を確保しましょうということで、その時間は朝の会とか、放課後なんかはその時間を使って取り組むわけですが、そういうような流れがありまして、決して私も算数・数学を軽視しているわけではなく、きのうも言いましたように、国のやはり製造業の根幹をなす算数・数学のやっぱり学力というのは極めて大事であるというようなことで、そのような説明をさせていただいたということで、算数・数学は極めて重視していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

ありがとうございます。

それから、私は算数・数学に関してこれは大山教育長の視点とはまた別な意味でご紹介させていただきたいんですが、消極的な理由なんです。算数・数学は政治・宗教・思想に影響されにくい科目であるという、これは別にどこかから引用したわけではなくて、私の持論を書いただけです。逆説的には、国語はその影響を受けやすい半面もあるというふうに私は考えるところですが、こういった論議を新総合教育会議という中で、能率的な意見からプロセスへ至れるような仕組みが私は欲しいと。さらには、先ほど1番目の質問から伺っているような幼児教育、まさに市長が教育委員会に加わるというところは、その保健福祉部の幼児教育のこれまでの取り組みも踏まえてのミックスを答えとして出せるのではないかというチャンスと私は捉えている次第でございます。

教育振興費が足りないとは私に常々申し上げているんですが、そのいろいろ統廃合も大事な課題であります。こういった中では、ハード面の設備、まだいろいろかかるというのは承知でございますけれども、そういった社会情勢に見合った予算措置をご一考いただくこともお願いしたいところなんです。

私にとりましても、例えば下稲吉中学校があれだけの生徒数でいながら、体育館のキャパが足らずに東小学校と下稲吉小学校の体育館で部活の練習をしているという状況になっている。私はそれこそ市長の責務の内容であろうというふうに考えておりますので、下稲吉中学校の周辺を見れば、そういった子どもたちのまだまだ足りないニーズに応えられる概況はある。さらには、川村議員関係の地の利も残っている。

いろいろ選択肢はあると思いますので、そういうことを市長が加わって教育委員会で指導をとる中では、やはり陣形といいますか、体制を副市長がサポートしながら有識者の意見、そして市民の意見をうまく効率的にスピード感を持って組み立てていただければというふうに願ひまして、2番目の質問は閉じさせていただきます、続いて国民健康保険について再質問をさせていただきます。

先ほどの市民部長のご答弁におきまして、県の分賦金等の指針が出れば早々に取り組みたいということですが、時間もありませんので、1点だけご紹介させていただきます。

私が市会議員の前の期から唱えさせていただいております資産割が固定資産税と二重課税になっているから廃止すべきではないかということで、もうこれもかれこれ副市長となって戻られた横瀬さんが市民部長のときからお尋ねさせていただいております、そのとき、見直しの時期が来れば検討したいというような非常に心温まる答弁をいただいた記憶があるんですけども、近隣の取り組みといいますか、先進事例をこの場をおかりしてご紹介させていただきますと、土浦市も昨年度からもう資産割を廃止されております。そのときに、土浦市は一気に率をカットしたのではなく、1回その資産割の率を半分に減らして段階的に取り組んだ形があります。平成23年に一度11.14%という資産割率、これは医療分も介護分も合わせてだと思っております、それを前年度に資産割なしにされました。もちろん、かすみがうら市と土浦市の人口、それから国民健康保険に加入される皆さんの状況が違いますので、これを同じにやれということではなくて、質問でお尋ねしております。

茨城県に保険者が移管するということですので、その弊害を私なりに想定したものをご紹介させていただきますと、土地の所有がかすみがうら市に限らず、このパネルのほうです。かすみがうら市に限らず、ほかの市町村にも土地を持っていた場合、茨城県という全体の中で見たときに、これが非常に旧市町村の税率をそのまま引っ張るかということ、それはなかなか難しいだろうということをご紹介させていただきますと、当市は資産割20%、現状ですね。横瀬副市長のときには44.8ですか、だったと思いますけれども、それが宮嶋市長のときに宮嶋市長の大幅値下げというのと相まって私の意図を酌んだからというわけではないとは思いますが、それは44.8から20%に下がったわけです。私はもう何回か坪井市長に言いましたけれども、先ほどご紹介したような答弁の中で、坪井市長の選択は被用者保険の皆さんに負担をふやしたくないという思いで、苦渋の決断をなさった。その後、また宮嶋市長さんが改定された。

さて、ここに来て県の移管が決まった中で、坪井市長がその国民健康保険のいろいろな意見の中で、残りの中で何を取り組めるのかなと考えた場合に、私は、そのひとつとして資産割の激変緩和を段階的に残りの年数の中で取り組まれるというのも一つのツールだろうというふうに考える次第でございます。

話はパネルに戻りますが、当市は資産割20%で都市計画税の課税がありません。片やB市というところでは、これは例えばなんです。資産割所有者の方がB市にも土地を持っていて、資産割10%だけれども、都市計画税が加わっている。そして、その方はA市にも土地を自分の個人名義で持っていた。しかしそこは資産割はもう既がない。こういう資産割の悪く言えば煩雑な条件といいますか、そういう混在が茨城県が保険者となって、いや、それをばらばらにそのままやろうということは私は可能性としてはなかなか難しい。とったところで当市が合併したときのように

暫定税率という方法かなと思うんですが、その前に坪井市長としても税率を考えるチャンスがあると1回あるのかなと私は提案をさせていただいて、再質問は伺いませんので、要望という形でご検討いただければと思います。

続きまして、指定金融機関制度の見直しで地域活性をとということで、お尋ねさせていただきます。

ご答弁にありましたとおり、私も収納事務に関しては、何ら評判が何かマイナスなところは聞いたこともないし、よくやってくださっているなという実態は私も存じています。そういう関連で、まずお尋ねしたいんですが、私は銀行さんならば、やはり銀行さんのお持ちのマーケットの情報というのが市のためにぜひとも聞かせていただきたいという、これは内容によってはもちろんそれは対価を払ったっていいことであれば払う必要がありますし、サービスの範囲でいろいろ情勢を教えていただけたらそれにこしたことはありませんけれども、市長がご存じかどうか私わからないんですが、このパネルに非常に平成24年度に驚くべき出来事があったんですよ。こういう情報こそ、その分析というのは我々行政の立場よりも銀行の金融業の皆さんのほうがよく把握なさっていると思いたいところなんですが、この平成24年度、実はかすみがうら市、これは茨城県の市町村経済計算書、いわゆる白書の部類だと思うんですが、その中で24年度茨城県内市町村の中で、かすみがうら市が実質のGDPですね、総生産が57.8%という驚くべき伸び率があったんですよ。これはグラフを小さくて残念ながらお見せできないんですが、その次の五霞町でさえ30%GDPが伸びている。これだってすごいことなのに、かすみがうら市57.8ですよ。これこそ防災無線で流したっていいぐらいのニュースだとは思いますが、これは若干職員の方とこのネタを意見交換しているんですが、じゃ、これこんなに57.8も実質ですよ、物価の上昇数を省いた生産性がどこなんだと。大手の日立建機さんなのか、まずは考えるところですが、私も県のほうにお尋ねしましたところ、何か建機さんではないというようなお話なんです。その震災後の中で非常に需要が伸びたであろうという業種なんですが、これが実は製造業が非常に伸びていた。この初め余り浮かれ過ぎてもいけないと思って、前年がよっぽど悪かったんじゃないかと思ったんですが、そういうこともないですよ。軒並みでそこにがつんと24年度実質経済成長率がかすみがうら市が57.8、このグラフで見たら断トツですよ。市長さん、恐らく今顔を伺っていると御存じなかったと思うんですが、私はやはりマーケットが広い金融機関さんであれば、確率的にはこういう大事なことを政策に反映させていけたらと思うところなんですが、課税状況に反映、どかんと出ているのかなと思えば、そうではないんですね。だから、やはりそこは指定金融機関さんみたいな立場が収納事務とは別に、いや市長、あそこのあの企業はこういう設備投資をやって当たったんですよ。そういうことが非常に私は行政にとっては欲しい。これは何とか当市の財政税収に結びつくようなそういうアシストを私は願いたいところで、もう一つの理由として、この質問をさせていただいているところなんです。

私も大分施政方針については、辛口な質問をやらせていただきましたので、少しは市長が目指している農業がもう間違いではないというところもご紹介させていただきますけれども、これは同じ市町村経済計算書の中で、小さくて拙い説明で恐縮なんですが、農林水産業の県の平均に比べれば大きく突出している。先ほどの製造業が実質成長率の中で、この産業別の特化係数グラフの中では出ている。さらに、当市は運輸業も県平均よりも出ている。こういった分析を政策に

反映させるタイムリーな取り組みが地方創生ということだと思えるんですけども、それをぜひ私は金融機関さんに教えていただくと非常に執行部のほうも税収に結びつけやすいのかなと思うわけです。しかしながら、これは前回の第1回の定例会でご紹介させていただきましたが、市民部からいただいたデータですね。市民申告者の農業所得者は1.5%だという、こういう分析をやはり金融機関ひいては指定金融機関さんの極上の情報を、市長こうなんだよと教えていただけるような私は体制、関係になるには、やはり特に問題なかったから、同じでいいだろうというような制度ではなくて、前提としては一般競争入札などと同じように比較検討するのが原則という、これがないからなかなかそういう情報まで手が回らないのかなというふうにも思ったりするわけでございます。

この次のパネルは、私もそのGDPがそんなに突出して50%超えの中身がどう反映されているのかということをも市民部の税務課に特にご負担をかけて、けさまでいろいろおつき合いいただいたんですが、その中で例えば金融機関さんが、やっぱりこういうのはよく把握されているべきだと。もちろんしていると思うんですけども、それを市長、執行部に伝える。できれば我々にも聞かせていただきたいというのが願いであります。これ私がよく言う法人市民税を納めているのだから、それに見合った事業もやってほしいということで、担当の部長さんは件数が法人市民税が何件あって、どのぐらい業況がなっているのかというのが環境経済部のほうではわかっているというふうに信じておりますので、伺いませんけれども、私の調べた中では、これを法人市民税ご承知の方はいるかと思いますが、均等割と黒字になった分は法人割というのを最後に収めるわけですね。赤字だったら均等割だけなんです。じゃ、これどれだけ市内の法人の業況が黒なのか、赤なのかというのはこれわかるんですよ。差し引けば法人割を納めていない件数がどれぐらいあるかご存じですか。実は法人割を納めている黒字ということで決算されている企業、かすみがうら市の法人ですよ。25年度、26年度、36%、37%しかないんです。残りは何ですか。黒じゃないんですよ。私もその一人なのかしれませんけれども、これだけやっぱりまだまだ数字的にも厳しい状況だということで、会計上ぎりぎりのところはいろいろ会計の技術的にやっている工夫されているところもあると思うんですが、やはりこの業況を我々よりも指定金融機関さんがその金融機関さんのシェアの中でお伝えいただく。それは取引先が多い銀行のほうはその情報の精度は高いという、そういう意味も含めて私はこれまでよくやってくれているかもしれませんけれども、かすみがうら市を何とか発展させたい。そういうことで、輪番制ということで、また震災後にもう一回、お尋ねさせていただきました。

やはり、預貯金率によりましては、市民にサービスできる限界もあろうかとは思いますが、その限界があってもやはり心が伝わってくるようなことを私は指定金融機関には期待をしたところなんです。これは会計課にこれも面倒な数字をつくっていただいて表にしたものです。オレンジ色は前市長が采配を振るっていた期間で、青は坪井市長さんです。21年度から26年度、これ何だっという、いわゆる通称決済預金、一般会計と特別会計ペイオフにならないという預金の形をどう月末金額残っているかという表です。震災の時期は22年度の3月ですよ。赤く塗ったんですが、その後、復興関連の財源もあってやや余裕があったのかなという中で、26年度公金の運用という部分で、定期の積み立て26年度どうやらやっていないというのがあったんですが、これは何か特段の理由があったんですかね。把握できなければほかの年度はまとまった10億とか

15億とか5とかそういった形で3カ月とか積んでいたと思うんですけども、それによって、職員1人の給料ぐらい利息を金利がゼロ金利という中でかなり下がっている中でも非常に1人分につき中堅クラス、若いものの給料1カ月分できるんだったらいいんですけども、26年度やっていないんですけども、単純にこれ見ると、資金繰り、金繰りが26年度小さいので、そういうことでできなかったのかなというとは私はまず1つに察したんですが、実態としてはどうなんですか。お尋ねしてよろしいですか。もしわからなければ調査しなければわからないという答弁でも結構でございます。

○議長（藤井裕一君）

会計管理者 君山 悟君。

○会計管理者（君山 悟君）

ただいまの古橋議員さんのご質問でございますけれども、平成26年度いわゆる歳計現金の運用ということかと思うんですけども、私も大変申しわけなかったんですが、どうしてこの年度だけ積み立てが行われなかったということはまだ把握していなかったものですから、ちょっとお時間いただきたいと考えております。何かしら理由があったのかとは察しますけれども、ちょっと私も勉強不足なもので大変申しわけなかったんですが、よく再度調べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君。

○8番（古橋智樹君）

それで、当市の収納事務ということで、これはかすみがうら市に限らないんですが、どこの全国市町村も非常にもうサービスではないんでしょうけれども、銀行からすれば、ただ、その仕事に対しては応分の負担というのはない。10円とか振り込みはゼロ、もちろん市民の皆さんに税金振り込み手数料をそっちで持ってくれとやったら、誰も反発があると思いますけれども、そうじゃなくて、金融機関さんがある程度の資金を蓄えられるという一時的な形も含めて、ゼロ円でやるような手数料内容もあると思うんですが、私はじゃ、これを全国県内に先駆けて、いやうちの市は筑波銀行よくやってくれているから振り込みの手数料も10円払うよと。私は応分の負担そのぐらい気持ちですけども、筑波銀行を大事におつき合いしたいということがあるのであれば、私はやってしかるべきだなと思うところなんですけれども、じゃ、これどうですかといかがですかと言っても、答弁に困ると思いますので、伺いませんけれども、ましてやその収納事務員を銀行さんのほうで配置してくれているのも常陽さんあたり聞くと、それなりに手数料を役所からお支払いしているというふうに聞いているんですけども、うちはそのタイミングによってそれはただというサービスということもいいんですが、でもやっぱりただというのは私はよくないと思うんで、そのあたりはよくやってくれているんだったらそれに見合った気持ちを私は払ってあげることも役所の都合ばかりじゃなくて相手を思う気持だと私は思うところなんです。それでいて、当市は輪番制ということであれば、先ほど来私が願うような情報をもっと効率的に執行部の皆さん、そして我々も知る機会をもっとふえるだろうというふうに思うところなんです。

また厳しく言ってしまうんですけども、設計もサービスでやらせたみたいなことで私お尋ねし

ましたけれども、やっぱりもう昔ながらのお役所的な裁量というのは、この景気どん底で来て何とか立ち直っている中で見直してもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、ぜひこれはうちの市だけで取り組むというのにはかなりの勇気がありますので、市長がもし市長会の中で発言できるのであれば、そういう場でも私としてはぜひ期待したいネタでもあるんですよ。東海村の村長は常陽銀行の大穂の支店長さん出身だったから、じゃ手数料払っているのかなと思って東海村の会計管理者にお尋ねしたんですけれども、ほかの市町村と同じで振り込み手数料ゼロですと言っていたんです。それもそれぞれの事情がありますから、外様のところにはどうのとは言えませんが、うちの市はうちの市で唯一長くおつき合っているんだとしたら、逆にそういうサービスでご負担かけるということは、その経費は何で補っているのかと考えたことございますか。それ結局サービスでやっていること、市民にツケが回っているんじゃないかなと。私はそう考えるんですよ。どこかでとるしかその方の給料なり、手数料の振り込みの仕事をさせている形は給料なり払ったりしているわけですから。その地方自治法で市長の一存で指名だって、市長が市民協働と唱えるならば、ほかの銀行さんがいややっぱりそこは筑波さんに譲るよというのであれば、別に輪番制だってそのまま続けたって私は別に結構だと思うんですけれども、やはりいい情報がさっきのGDPが爆発的に伸びているようなそういうのがわからないのでは何か金融機関さん、収納事務だけ期待するというのもったいないですよ。

そういうことで、私はその金融機関さんそれぞれの取り組み方はさまざまだと思いますので、余計なおせっかいかもかもしれませんけれども、私は市を思っている話ですので、例えばこれは余り銀行さんにとってはそれぞれ出されたくないところですが、近くの地銀もひとつ加えて、預金、貸出金、そしてキャッシュフローがどのくらいあるかということ、こういう差があったりするわけなんですよ。それは必然的にそういうマーケットのネットワークの量にも比例してくるわけですから。やはりここで地方創生、そのGDP50%をうまく利用して当市が成長したいというのであれば、私は泣く泣く考えてまた機会があればおつき合いですということも輪番制なのかなというふうに思う次第であります。

あとは私は業況は精査されているのかということと質問させていただいたんですが、答弁にはなかったんですけれども、この預金とか貸出金、キャッシュフローは誰だってインターネットで見ればわかることです。評判的にもこれは2兆円とか、7兆円とか10兆円とかと、これは差はもちろんそれぞれ地元の産業によって差があるのはこれは当然です。そこにはやはり私は淡々と収納事務だけではないプラスアルファを求めるのには原則一般競争と同じ仕組みを考えることも子どもたちの将来担うためのことであろうというふうに考える次第であります。

ちょっと厳しい話になってしまいますけれども、業況については、ご答弁ありませんでしたけれども、今の指定金融機関さんの筆頭株主がどういう方かというのは、市長初め関係部署のほうではご承知なのでしょうかとお尋ねしたいところですが、先ほど前市長も含めた出納の動きを見まして、ちょっと色違うところつけたんですが、そこは非常に資金繰りをご苦労されて合併後体制をとっているというような印もつけさせていただいたんですが、私は言葉は悪いんですが、目先の我々の事務だけのために選ぶのか。それとも、将来のことを考えてもっと広く見直し・検討もやるべきなのかというのは、それは義理人情誰しもありますけれども、これだけ将来まだまだ不透明、株価2万円がどう金利の長期金利もゼロ金利どうなるんだか全然わからないような不安

な中で、給料安くても何とか頑張っている方が先ほどのようにいっぱいいらっしゃる中では、私はその言葉が痛いかもしれませんが、なれ合いというのをいい意味でもご検討するということが私たちの仕事であろうというふうに思う次第でございますので、僭越ながら長々と一方的に説明させていただきましたが、私の今回の一般質問をこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

8番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認めます。

再会は午後1時40分から再開いたします。

休 憩 午後 0時06分

再 開 午後 1時40分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

3番 設楽健夫君。

[3番 設楽健夫君登壇]

○3番（設楽健夫君）

それでは、3番、設楽ですが、質問をさせていただきます。

最初に、横瀬副市長が一昨日就任されておめでとうございます。よろしくお願いを申し上げます。

さきのかすみがうら市議会議員選挙におきましては、当選をさせていただきまして、また一般質問をさせていただく機会を与えてくださいました市民の皆さん、先輩議員の皆様がこの場をかりて御礼を申し上げます。

初めに、私の父親は満洲からの引揚者です。戦争の悲惨さを教えられ、母には般若心経を教えられ、正義は慈悲心に立脚した平等な観点だよと。差別をしてはいけないよというふうに教えられて今日まで来ました。

質問に入ります。

1番ですが、直近10年間の市長、議員、職員の逮捕、不祥事の再発防止策と政治倫理条例の制定につきまして質問をしていきます。

かすみがうら市が長く栄え、みんなが幸せに生きる未来をつくるためには、愛され信頼される市政を築き上げていく必要があります。

公務員法第30条には、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないとあります。また、33条には、

職員はその職の信用を傷つけ、また職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないと記されています。第4条には、この法律の規定は一般職に属する全ての公務員に適用すると。2として、この法律規定は特別職に属する地方公務員には適用しないというふうに述べられています。特別職は第3条3項で就任について公選または地方公共団体の議会の選挙、議決もしくは同意によることを必要とする職というふうに書かれています。

したがって、全ての職員は、公務員法を厳格に守り、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければなりません。特別職の方は、我々も含めましてこの模範とならなければならない位置にあります。市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持って、もって公正で開かれた市政の発展に寄与するために、市民に愛され、信頼される市政、市民と行政がともに手を取り合ってよりよき市政、自治体をつくり上げていくために、不祥事はゼロ、あるいは信頼される市民にわかる市政を目指して、そして質問をしていきます。

2006年、市長が収賄容疑で逮捕されたのに続き、2013年、架空金銭契約で議員が逮捕される新聞報道がありました。職員の不祥事もこの直近10年間で11件発生しております。こうしたことは二度と繰り返してはなりません。

こうした中で、2013年、行政は大変重要な作業を開始しております。3月にかすみがうら市公金等取扱適正化計画が策定され、そして執行されています。そしてまた、その同年6月に定例議会に政治倫理条例が提案されました。継続審査となり成立に至っておりませんが、設置された特別委員会の開催は10回を数えています。

質問します。

①直近10年間の逮捕、不祥事についての報告をお願いします。

②過去10年間の市職員不祥事11件の再発防止策について項目別にお伺いをします。これは酒気帯び運転が一つの分類です。もう一つの分類は、会計管理、通帳、印鑑管理に関連する不祥事再発の項目であります。3点目に、再発防止策についての監査の項目について、あるいは執行条項についてお伺いします。これが1です。

そして、政治倫理条例の制定について。

政治倫理条例につきましては、土浦市、つくば市、石岡市、行方市、潮来市、阿見町、本市の周辺市においては、ほとんどが制定されております。

また、公務員法第4条、繰り返しますが、この法律の規定は一般職に属する全ての公務員に適用するとあり、この法律規定は特別職に属する地方公務員には適用しないと記されています。したがって、特別職の方々は、政治倫理条例によってみずからを律し、公務員の一般職の方々が公務員法の法令遵守が求められている以上に倫理を持って特別職の職務を全うしていかなければならないことを述べていると思います。

当市の喫緊の課題であります政治倫理条例の制定について、以下質問させていただきます。

3番目になります。

茨城県市町村44市町村の政治倫理条例の制定及び政治倫理審査会の設置状況について報告をお願いします。

④土浦市、石岡市の政治倫理条例の市長等職員の政治倫理基準7項目について、市長の見解を

お願いいたします。共通点についてもあるかと思えます。同じく政治倫理審査会の設置及び市民の調査請求権について、市長の見解をお伺いいたします。

6、平成25年当市第2回定例議会議題、市長等政治倫理条例の制定についての審議結果とその後の経過、結果について報告、お伺いいたします。

7番として、平成25年当市第2回定例会議題職員政治倫理条例の制定についての審議結果とその後の結果についてお伺いします。

そして8番目として、市長及び議員の政治倫理条例と職員の政治倫理条例を再度提出され、そして制定をされるお考えはないか、お伺いをいたします。

以上が1番目の項目についての質問になります。1から8番までよろしくお願います。

続きまして、2番目としまして、焼却施設建設3市1町広域ごみ処理計画霞台厚生施設組合加入について質問をさせていただきます。これは市民にわかる明快なる説明をお願いいたします。

①3月9日環境経済部が示したかすみがうら市のごみ処理についてコスト想定計算書の算出経過についてお伺いいたします。

これについては、1年当たりの経費で見るとという記載がありますが、新治広域長寿命化の価格3市1町広域組合本部負担の当市負担の価格、2としてランニングコストについて、3として新治広域事務組合を長寿命化するとの算出根拠、そしてまた算出条件に変化はないか、お伺いをします。

②として、かすみがうら市のごみ処理についてコスト計算書は議案賛否判断の重要資料としてコストが提案されています。市長の公約に匹敵するものと判断していますが、市長の見解をお伺いいたします。

③一般廃棄物の減量化、資源化率の市民の目標についてお伺いをいたします。これは今後の霞台あるいは新治のごみ処理施設においてのコストにも大きく影響してくるものと思われま。

④平成26年県市町村早わかり表を見ると、本市の実質公債費比率は11.9%であり、44市町村中13位に位置します。市町村税は上から17位にあります。市民の税負担への軽減への最善の施策が求められていると思えます。

土浦市の長寿命化は、工事は五十数億円です。コンクリートの耐用年数はプラントの倍以上の可能性が有ります。土浦市の工法の分析研究を行い、あるいは霞台の現況の稼働分析、コンクリート施設の耐用年数の分析、焼却プラントの入れかえ工事、焼却プラント経費等、ごみ減量化による試算が求められてくると思えますが、市民の多大なる税負担となる132億円のかすみがうら市の負担総額が大きく減額される可能性を追求していかなければなりません。市民の税負担軽減につながるコストダウンの最善策が必要になってきます。市長のご見解をお願いいたします。

続きまして、⑤としまして、新治地方広域事務組合環境クリーンセンター議会、または管理者会議及び霞台厚生施設組合議会管理者会議の内容が不透明でありますので、構成自治体の市民や議員に対し、前向きに情報を提供すべきと思えます。市長のご見解をお願いいたします。

この点につきましては、市民の税負担にかかわる項目については、質問していくことが可能である。そういう説明も受けておりますので、よろしくお伺いをいたします。

続きまして、大きな3番目の質問に入らせていただきます。

協同病院へのアクセス道路の整備及び神立西成井線バイパス工事の見通しについて質問をさせ

ていただきます。

協同病院建設支援事業補助金4億円は、市民1人5月末4万3338人で換算しますと9,230円の支援となってまいります。市内全域から救命道路としてのアクセスが求められます。市民の命を守っていくための最善の策を施していく必要があります。

質問します。

①土浦田村沖宿線延伸道路市道1級42号線と言われていますが、協同病院へのアクセス道路への接続道路整備計画の概要についてご説明をお願いします。特に千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続等について説明をお願いいたします。

②田村沖宿線延伸道路、協同病院アクセス道路への接続道路市道0109号線、土浦下稲吉南団地から池田石油前までの改良工事の強度整合性についてお伺いします。理由は神立駅東口は、協同病院へのアクセス道路への玄関口となり、道路整備やあるいは循環バスの運行が激しく予想されてまいります。土浦市とかすみがうら市の共同事業で進められるでありましょう東口の整備は、駅東口の住民や住宅の安心・安全と不可分のものでなければなりません。沿線下稲吉南団地住民が安心して睡眠・休養できる振動対策はとられているのか。工事設計上、土浦市と接続しておりますので、土浦市の接続道路との整合性、そして強度等について整合性がとれているか。路盤、路床を含め違いはないか。ご説明をお願いいたします。そして、その際、踏切手前の道路の振動対策工事が行われていると聞いておりますが、これまで実施された道路改良工事の概要、それがどのようなものであったのか。その後の住民の方々の評価等を踏まえて付近住民が振動等によって睡眠ができないというような事態が発生していないか等もあわせて報告をお願いします。

続きまして、西成井線バイパス工事の見通しについて質問をさせていただきます。

この道路は国道354線の朝夕の混雑回避の協同病院へのアクセス道路にもなっていく可能性があります。

③西成井線バイパス工事道路、市道2583号線用地取得の見通しについて。対象地権者は何人か。面積は直近の面談日、内容をお伺いいたします。

④市道2583号線未取得用地前後の道路整備が完了後何年経過しているか。今後の見通しについてお伺いします。税金が投入されておりますので、無駄遣いにならないようにしていく必要があると思いますので、よろしくお祈りいたします。

続きまして、⑤神立西成井線及び西成井歩崎線の接続、神立歩崎線の整備計画を提案いたします。歩崎から雪入までの東西の幹線道路整備は、協同病院への救命道路として地域としても、また地域活性化の道路としても水郷筑波国定公園の東西を結ぶ大幹線道路として地域の未来を創造する道路と推察いたします。市長のご見解をお願いいたします。

以上、第1回目の質問を終わります。よろしくお祈りをいたします。

○議長（藤井裕一君）

設楽議員にちょっとお伺いします。先ほど質問1の4で市長と職員のような発言がございましたけれども、それでよろしいですか。

〔設楽議員「議員」と呼ぶ〕

○議長（藤井裕一君）

じゃ、議員ということで訂正ということ。

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

初めに1点目、1番、直近10年間の不祥事について及び同2番、交通法規違反、会計管理についての再発防止策については、総務部長から。再発防止策についての監査項目につきましては、監査委員事務局から。同3番、政治倫理条例の制定状況等につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次の同4番、土浦市、石岡市の政治倫理条例の市長等議員の政治倫理基準7項目について及び同5番、同じく政治倫理審査会の設置及び市民の調査請求権につきましてあわせてお答えをいたします。

政治倫理条例につきましては、政治倫理は、政治に携わる者には高い倫理観が要求されるとの認識のもと、その確立の手段として、県内では32の市町村において条例の制定がなされているところであります。

ご質問の土浦市、石岡市の政治倫理条例は、土浦市は平成10年に議員を対象とした条例が制定をされ、石岡市は平成18年に、市長、副市長、教育長、議員を対象とした条例が制定をされ、施行されております。

政治倫理条例の運用対象者を初め、遵守しなければならない政治倫理基準項目、政治倫理審査会の設置内容、市民の調査請求権の内容については、土浦市、石岡市が、それぞれ慎重に審議をされ、それぞれ実情に応じて判断をして、条例化されたものと認識をいたしております。

次の同6番、市長等政治倫理条例についての審議状況について及び同7番、政治倫理条例についての審議状況については、総務部長からの答弁とさせていただきます。

次の同8番、政治倫理条例議案の提出について、市長及び議員の政治倫理条例と職員の政治倫理条例として再度提出する考えはないかのご質問についてお答えをいたします。

市政に対します市民の信頼に依っていくため、倫理の確立を図ることにつきましては、必要な点かと考えております。

平成25年、市議会第2回定例会において提案をいたしましたとおり、市長、副市長、教育長を対象とした政治倫理条例については、再度議案を提出するかどうか検討してまいりたいと考えております。

また、議員の政治倫理を条例化することにつきましては、議員各位にご判断をいただくべきものというふうに考えております。

さらに、職員につきましては、地方公務員法によりまして服務規律が規定をされておりますが、不祥事の再発防止に向けました取り組みは必要と考えておりますので、適切な手法について検討をしていきたいというふうに考えております。ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目1番、コストの算出経過について、及び同2番、コスト資料の見解、及び同3番、減量化・資源化率の目標については環境経済部長から。同4番、税負担の軽減策につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

次の同5番、新治地方広域事務組合、霞台厚生施設組合の議会及び管理者会議の内容の情報提供について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、一部事務組合などの諸団体が、組合管内の住民に対しまして、きちんと情報を発信し、説明責任を果たしていくことは大切な責務であるというふうに考えております。ごみ処理の広域化につきましては、これまで3市1町によります協議会におきまして協議されている内容や決定された内容等につきましては、所管の常任委員会、さらには全員協議会におきまして説明させていただいてきたものでございます。決定事項等につきましては、基本的には組合からの情報発信となりますが、市といたしましても積極的に広報に努めてまいります。

次の3点目1番、協同病院アクセス道路につきましては市長公室長から。同2番、市道0109号線に関しまして及び同3番、西成井バイパスについて及び同4番、市道2583号線については土木部長からの答弁とさせていただきます。

次の同5番、神立西成井線及び西成井歩崎線の整備計画のご提案についてお答えをいたします。

ご提案の路線につきましては、質問通告をいただいております市道2583号線西成井バイパスを挟んでいますが、神立駅から歩崎まで、ほぼ直線的に整備されるものと思われま。また、一部狭隘、屈曲箇所はありますけれども、その多くがまたその延長におきましても幅員も確保されていると思われま。特に、歩崎地域は郷土資料館や水族館などの観光施設、かすみがうらマラソン、あゆみ祭りのあるいはエンデューロ等のイベント開催がされます。本市観光スポットでもありまして、大変重要なアクセス道路であるとも認識をいたしております。

これらを踏まえまして、狭隘箇所の改修、歩道整備等必要に応じた改修について財政事情を意識しながら関係機関と連携を図りながら、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

1点目1番、直近10年間の逮捕不祥事についての報告及び再発不祥事の報告についてお答えをいたします。

市長、市議会議員の不祥事につきましては、議員ご指摘のとおり承知をしております。職員の不祥事について申し上げますと、市では、市政に対する信頼の回復を図るとともに、他の職員の服務規律の確立を促し、同種事案の再発を防止することを目的として、市政に対する市民の信頼に影響を及ぼすような非違行為を行った職員に対し、厳正に懲戒処分を行ったことを公表することとしております。

この基準に基づきまして、平成17年から公表した不祥事については11件ございます。

内容といたしましては、平成17年5月、酒気帯び運転、平成18年8月、現金の一時使用、平成18年8月、遅刻及び欠勤、平成20年3月、修繕費や委託料等の支払い遅延や未了、平成20年9月、自動車破損事故、平成20年10月、酒気帯び運転、平成23年3月、酒気帯び運転、平成24年8月、公印の無断使用、平成24年6月、積載物を固定することを怠り相手車を損傷、平成24年10月、ス

ポーツ少年団、体育施設使用料を着服し私的に流用、平成26年7月、土地区画整理組合出納用通帳から私的な流用、以上の11件でございます。

1点目2番の1、過去10年間の市職員不祥事11件の再発防止策、酒気帯び及び運転等交通法規違反3件の再発防止策についてお答えをいたします。

酒気帯び及び運転等交通法規違反につきましては、本人及び監督責任者には、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分及び矯正措置を行っております。その他、職員に向けては、処分の公表を通じての注意喚起、全体朝礼での訓示、通知による注意喚起を行っております。

また、酒気帯び運転に関する懲戒処分の基準につきましては、原則として停職処分、再び同様の非違行為を行った場合は、免職処分としていたところですが、再発防止に向けまして処分の厳格化を図るため、平成21年4月1日からは、原則として免職処分、情状を酌量すべき特段の事情がある場合には停職処分とするよう規定の改正を行い厳罰化しております。

なお、公用車使用簿には、交通ルール遵守と運転マナー向上のステッカーを添付し注意を喚起しており、各庁舎、出張所等において安全運転管理者を選任することや、土浦地区安全運転管理者協議会が開催をする講習等の各種行事に参加することにより、交通安全意識の高揚を図っているところでございます。

1点目2番の2、会計管理、通帳・印鑑管理に関連する不祥事再発防止策についてお答えをいたします。

平成24年8月、農業関係補助金事務に関する不適切な事務処理、同年9月、生涯学習課職員による体育施設使用料等の私的な着服横領が発生をしております。本人、関係職員及び管理監督者には、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分及び矯正措置を行っております。その他の職員に向けては、処分の公表のほか市長から訓示をしております。その上で、平成24年9月には公印規則を改正し、平成25年3月に公金等取り扱い適正化計画を策定しております。

まず、公印規則の改正内容につきましては、決裁済みの原議書を添え公印保管者に提示し審査を受けなければならないこと。公印使用簿の様式を定めるとともに、公印使用者が当該使用簿に押印する文書名等を記載しなければならないこと等を定めたものでありますが、改正に先だって平成24年8月に「公印の使用方法について」として文書で周知を図り、試行的な運用も実施をしたところでございます。

次に、公金等取扱い適正化計画では、4つの改善を行っております。

1つ目は、職員ができる限り現金を扱わない仕組みへと改善することのほか、取り扱う場合の正確な調定、納入、保管の方法を定めました。

2つ目は、複数の職員のかかわりや職責に応じた事務処理を行うようチェック体制を強化いたしました。

3つ目としまして、団体事務について、団体の自助と自立により主体的な活動が自主的に行われるよう、団体事務局の移管を協議するとともに、団体事務を行う際のルールづくりを行いました。任意団体事務等届け出の承認を受けた団体は、平成27年度44団体となっております。

4つ目といたしまして、職場環境の改善のため、個々の職員については、公務員倫理や危機管理の研修を行い能力開発と資質の向上に努め、管理職員については、職場内で朝礼などを通して報告、連絡、相談の徹底、複数の所属職員が常に連携を図り関与できる仕組みの強化に努めてお

ります。

1点目3番、茨城県市町村の政治倫理条例の制定及び政治倫理審査会の設置状況についてお答えをいたします。

茨城県市町村課が公表している平成27年1月1日現在の政治倫理条例の設置状況一覧で見ますと、32団体で議会議員32団体、首長等21団体について条例が制定をされております。また、政治倫理審査会につきましては、同様に32団体で設置をされております。

周辺市の状況について申し上げますと、土浦市におきましては、市議会議員を対象とする土浦市議会議員の政治倫理に関する条例を平成10年9月に制定をしております。

石岡市におきましては、市議会議員、市長、副市長、教育長を対象とする石岡市政治倫理条例を平成18年12月に制定をしております。

つくば市におきましては、市議会議員を対象とするつくば市議会議員政治倫理条例を平成12年11月に制定いたしまして、市長、副市長、教育長を対象とするつくば市長等政治倫理条例を平成13年3月に制定しております。

行方市におきましては、市議会議員を対象とする行方市議会議員の政治倫理に関する条例を平成19年9月に制定しております。

なお、政治倫理審査会につきましては、いずれの団体におきましても設置をされているところでございます。

続きまして、1点目の4番、5番に関連をしましてご説明を申し上げます。

土浦市議会議員の政治倫理に関する条例及び石岡市政治倫理条例、それぞれの相違点等についてお答えをいたします。

まず、当該条例の対象者でございますが、土浦市におきましては、市議会議員が、石岡市においては市議会議員、市長、副市長、教育長が対象となっております。

ご質問の政治倫理基準でございますが、土浦市においては、職員の昇格や異動等に関して推薦を行わないこと。市税等の納付を誠実にを行うことを定めております。

石岡市におきましては、政治活動に関する寄附行為、こちらは後援団体も含む取り扱いとなっておりますが、政治的、道義的批判を受けることはしてはならないと定めていること。また市が行う許認可等について特定の企業等に有利な取り計らいをしてはならないという点を定めているところが相違点、特色として挙げられるかと思えます。

また、政治倫理審査会でございますが、土浦市においては、市長の推薦を得て議長が委嘱することとされておりますが、石岡市においては、市長が公正を期し委嘱するとしております。

なお、審査会の会議については、土浦市は非公開としておりますが、石岡市においては原則として公開するよう定めております。

また、市民の調査請求権でございますが、いずれも政治倫理等に違反することを証する資料の提出を求めている点は同じですが、土浦市においては市民100人以上の連署により請求することができますが、石岡市においては、選挙権を有する者200人以上の連署が必要である点が相違点として挙げられるかと思えます。

1点目6番、平成25年本市第2回定例会議題「市長等政治倫理条例の制定について」の審議結果とその後の経過と結果についてお答えをいたします。

かすみがうら市長等政治倫理条例につきましては、平成25年6月4日に開会された平成25年市議会第2回定例会におきまして、議案第42号として提案をいたしました。

この条例案につきましては、議長を除く全議員で構成する政治倫理条例特別委員会に付託をされ、閉会中も継続して審査いただいていたところですが、平成27年1月に議員の任期が満了となったことから、特別委員会についても消滅することとなったため、審議未了により廃案となったところでございます。

1点目7番、平成25年当市第2回定例会議題「職員政治倫理条例の制定について」の審議結果とその後の経過と結果についてお答えをいたします。

かすみがうら市職員倫理条例につきましても、先ほどのかすみがうら市長等政治倫理条例と同じく平成25年6月4日に開会された平成25年市議会第2回定例会におきまして、議案第43号として提案をいたしました。

この条例案につきましても、政治倫理条例特別委員会に付託され、閉会中も継続して審査いただいていたところですが、平成27年1月に議員の任期が満了となったことから、特別委員会についても消滅することとなったため、市長等政治倫理条例と同じく審議未了により廃案となったところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 植田浩幸君。

[監査委員事務局長 植田浩幸君登壇]

○監査委員事務局長（植田浩幸君）

設楽議員ご質問の1点目2番3項目め、再発防止についての監査項目についてお伺いするとのご質問につきまして、監査委員事務局からお答えさせていただきます。

監査委員の基本的な職務権限といたしましては、地方自治法第199条第1項に監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する、と規定されてございます。

一般的に監査は、普通地方公共団体の経理の違法性または不正な行為を見つけることと思われがちでございますが、監査委員制度運営の精神といたしましては、いかにすれば公正で合理的かつ効率的な行政運営ができるかというところに最大の関心があるものとされ、監査を実施することは行政の適法性、妥当性の保障にあるとされているところでございます。この監査委員制度運営の精神を受けまして、監査委員は公正不偏の態度で監査に臨まれておられるところでございます。

監査の過程におきまして、不正な事象が見つかることがございます。これはあくまで副次的なことでございます。監査を実施することにより、不正を働こうと思った不心得な職員が不正を働けば必ず発覚するというので思いとどまるというように、不正を未然に防止する抑止力としての効果が働くものと認識しているところでございます。

このことから、議員ご質問の再発防止についての監査項目につきましては、監査を実施すること自体が結果として不祥事の未然防止及び不祥事の再発防止につながっていくものと認識しているところでございます。

以上のことから、本市におきます代表的な監査につきましては、地方自治法第233条の規定に基づく決算審査及び同法第199条に基づく定期監査を実施しているところでございます。また、同法第235条の2の規定に基づく例月出納検査を毎月実施しているところでございます。この監査、例月出納検査におきましては、釣り銭等現金の保管状況の調査、一般旅券発給事務における印紙、証紙等購買基金保管状況の調査、市の所有します基金の保有状況、預金状況の調査及び試査方式でありますけれども、伝票等の検査を毎月実施しているところでございます。

これらの監査を実施することにより、不正の予防・防止という積極的な効果が得られ、ひいては不祥事の未然防止、さらには設楽議員ご質問の不祥事の再発防止の効果が得られるものと認識しているところでございます。

監査委員事務局からは以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは2点目、3市1町の広域化による焼却施設建設のための霞台厚生施設組合加入についてのご質問にお答えいたします。

まず1の1番目、現在の新治広域事務組合環境クリーンセンターを、かすみがうら市が単独で長寿命化した場合の費用と、新しく3市1町による広域で建設した場合の費用の比較についてお答えいたします。

ごみ処理につきましては、処理方式や規模の確定、設計実績や見積もり等をもとに試算しているわけではなく、また物価の変動等により今後変わる可能性がございます。施設建設や長寿命化を図る際、国に交付金申請をすることになりますが、申請の際、計算される事業費は計画に基づいた見積額、設計による積算額、同様の施設整備の直近の落札事例などから求めた単価を基本とした見積額となります。このことから、3市1町による建設費の総額132億円については、先進事例であるひたちなか市の事例を参考に1トン当たり6000万円で試算をしております。

また、長寿命化につきましては、県内における先進事例がないため、日本工業経済新聞、平成24年5月12日号に掲載されました土浦清掃センター長寿命化計画、基幹的施設更新工事50億円の1トン当たりの単価費用2380万円を参考に試算したものでございます。

最初に、新治広域の環境クリーンセンターを長寿命化の改修工事をした場合でございますけれども、土浦市を参考に試算しております。総額で約28億5000万円の改修費用となります。1年当たりの経費で見ますと、耐用年数を15年として計算いたしますと、1年当たり1億9000万円となります。本市単独での施設更新となりますことから、国の交付要件、人口5万人以上、または面積400平方キロメートルには該当いたしません。

次に、3市1町による広域で建設した場合でございますけれども、本市の建設負担金は約30億円でございます。国の交付金3分の1の補助を受けられますので、約20億円となり1年当たりの経費は8000万円となってきます。ごみ焼却施設の長寿命化改修工事費と新築による建設費を比較いたしますと、広域化による建設のほうが国の交付金支援を受けられ、年間1億1000万円ほど安くなる見込みでございます。

次に、1の2番、ランニングコストについてお答えいたします。

新治広域事務組合における平成25年度決算を見ますと、全体の運営費が6億3545万9002円で本市の分担金は2億5917万8000円、負担割合にいたしますと40.79%、市民1人当たりで換算いたしますと6,000円でございます。

一方、3市1町によります新施設の場合、ひたちなか、東海の事例を参考に同じく平成25年度決算を見ますと、全体の運営費が5億2121万6180円で、本市の負担割合を建設負担割合の22.38%で換算しますと、分担金は1億1664万8181円となり、市民1人当たりで換算いたしますと約2,700円でございます。

現在の新治広域と新たな広域施設での霞台厚生施設組合のランニングコストを比較いたしますと、スケールメリットによる維持管理の縮減効果、交付金等の優遇措置を生かした霞台厚生施設のほうが、市民1人当たり3,300円負担が安くなる試算となっております。

次に、1の3番、新治広域事務組合を長寿命化した場合の算出根拠、また算出条件に変化はないのかのご質問にお答えいたします。

施設建設や長寿命化を図る際、国に交付金を申請することになりますが、申請の際、計算される事業費は、計画に基づいた見積額、設計による積算額、同様の施設の直近の落札事例などから求めた単価を基本とした見積額となります。このことから、建設において先進事例であるひたちなか市の事例を参考に、長寿命化につきましては、県内における先進事例がないため、日本工業経済新聞、平成24年5月12日に掲載された土浦清掃センター長寿命化計画、基幹的施設更新工事費50億円、1トン当たり単価費用2380万円を参考とし、試算をしたものでございます。

なお、土浦市においては、今年度、ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設の基幹的施設更新工事の実施設委託料5715万円を予算化している状況でございます。

以上、算出根拠を申し上げましたが、今年度から霞台厚生施設組合において、施設の基本構想や地域のごみ処理計画を策定していくこととなります。今後作業を進めていく上で、施設の処理方法、適正規模や価格等を試算していくこととなりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に2番目、かすみがうら市のごみ処理について、答弁申し上げます。

本市におきましては、今年度から新たに霞台厚生施設組合に加入し、組合において施設建設に向けて進めているところでございます。これまでご説明申し上げましたコストの想定計算書は、処理方法や規模の確定、設計実績や見積もり等をもとに試算しているわけではなく、また物価の変動等により今後変わる可能性もございます。今後作業を進めていく中で、施設の処理方法、適正規模や価格等を試算していくこととなりますが、議会にお示しいたしました資料、かすみがうら市のごみ処理については、重要なガイドラインとして考えております。

市民が生活する上で、また企業等が事業活動をする上で、ごみは日常的に必ず発生します。電気・ガス・水道といったいわゆるライフラインと同じく、ごみを処理することは、市民生活に欠かせない重要な役割を担っています。ごみ処理に関しましては、市民、企業等にも減量化や再利用等、ご協力をいただく必要もございますが、施設の更新等を行い焼却炉を安定して稼働できる、常に皆様のごみを受け入れられる環境を整えるのが、私たち地方公共団体の責務と感じております。新たに広域によるスケールメリットを生かしながら、この建設事業を進めてまいりますので、

ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

次に3番目、一般廃棄物減量化、資源化率の市民の目標について、ご答弁申し上げます。

本年3月に策定いたしました、かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画に基づきまして、お示ししたいと考えております。

基本的には、ごみの減量化目標が1人1日当たりのごみ排出量を平成25年度1,039グラムであります。31年度までに5%減で990グラムに、さらに41年度までには10%減で940グラムを削減したいという目標を持っております。また、資源化率は平成25年度で20.4%、31年度までに0.9%増の21.3%に、さらに41年度までに2.6%増の23%を目指していくこととしております。

参考に茨城県の目標値をご説明させていただきます。

ごみの減量化目標は、国の基本方針に準拠して平成19年度比で、27年度目標を約5%削減し、資源化率も、同じく平成19年度比で、27年度目標を約5%増の23%としております。

当市におきましても、ごみの減量化と資源化をさらに進めてまいりたいと思ひます。

以上、ご答弁させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

[市長公室長 木村義雄君登壇]

○市長公室長（木村義雄君）

財政部分についてのご質問にお答をいたします。

本市の実質公債費比率につきましては、平成20年度で12.6ポイントをピークに毎年度減少しており、平成25年度におきましては、11.4ポイントとなっております。既にご報告をさせていただいており、起債の許可団体となる18ポイント及び起債の制限団体となる25ポイントなどの国の基準とは乖離し大きく下回っておりますが、県内各市町村とも全体的に健全化を進め実質公債費比率を減少させております。平成25年度の県市町村平均が9.6ポイント、かすみがうら市の順位は11番目となっております。今後も引き続き財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

これからの市の将来につきましても、全国的な課題となっている人口減少などの影響から財政力基盤の低下は避けられないという予測をしております。一方では、景気動向指数の基調判断を改善を示しているという内閣府の報道があったものの、決して楽観視はできないというふうに思っているところでもございます。将来を見据え、国・県制度の流れに逆らわず補助金や地方交付税措置など有利な財源を活用しながら最小限の財源で市民に負担のないよう事業の実施を進めてまいりたいと考えております。

3点目1番の協同病院アクセス道路への接続道路整備計画の概要について、ご答弁をさせていただきます。

現在、茨城県と土浦市、石岡市、小美玉市、本市の1県4市による「“山・水・湖・空”豊かな自然環境・観光資源をつなぐ地域再生計画」を策定してございます。平成25年度から平成29年度までの5カ年で道整備交付金を活用しながら主要幹線道路の整備を進めている状況でもございます。

具体的には、市内新治地区の市道6号線、東京製綱脇の市道0110号線、池田石油から土浦方面

に向かいます市道0109号線を拡幅する計画でもございます。現在用地取得の後に今年度からは工事の着工に入る予定で進めております。

また、千代田大橋から県道牛渡馬場山土浦線への接続につきましても、現在のところ、現道の拡幅で接続をする計画を持ってございます。ご質問の跨線橋の建設計画につきましても、この地域再生計画の中には盛り込んでおらず、今後の検討課題の一つとさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

土木部長 渡辺泰二君。

[土木部長 渡辺泰二君登壇]

○土木部長（渡辺泰二君）

設楽議員の質問にお答えをいたします。

3点目2番、田村沖宿線延伸道路への接続道路市道0109号線改良工事の強度、整合性についてお答えをいたします。

改良工事の強度でございますけれども、土浦市、当市、ともに舗装計画交通量大型車1日、片側250以上1,000台未満で、茨城県土木部道路建設課発行の道路計画・設計マニュアルに基づき、計画をしてございます。

両市の舗装構成図の相違といたしましては、唯一路床用碎石の入れかえ厚が南団地交差点部において当市が70センチメートル、土浦市が85センチメートル、15センチメートルの差がございます。これは、路床土の支持力をCBR試験により求めた結果を反映したものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、踏切手前の道路の振動対策、改良工事の概要、その後の住民の方々の評価でございますが、県のマニュアルに基づき路盤材として碎石35センチメートルの入れかえをし、表層工につきましても、5センチメートルで舗装補修工事を実施いたしました。現在まで振動等のご意見等はいただいております。

次に、3点目3番、市道2583号線用地取得の見通しについてお答えをいたします。

現在の未取得用地は1筆、地積は68.15平方メートルとなりまして、相続権利者は3名おり、うち1名の同意が得られていない状況であります。直近の用地交渉につきましても、電話による交渉でございますけれども、5月12日となります。交渉内容といたしましては、道路計画用地の協力をお願いしたものであります。加えて、これまでも交渉期日や場所の設定をいたしましたけれども、再三、変更された経緯がありますので、確実にお会いできる期日の設定をお願いしたところでございます。

続きまして、3点目4番、未取得用地前後の道路整備は完了後何年経過しているか。今後の見通しについてお答えをいたします。

市道2583号線における線形変更後の道路整備は、平成15年度から道路改良工事に着手をし、現在ご協力をいただけない未取得用地までの工事は平成24年度に完了しておりますので、おおむね2年が経過してございます。

今後の見通しにつきましては、現在、児童・生徒が通学路として利用している県道牛渡馬場山土浦線は歩道が附帯されていないことから、歩行者へ安全で安心の道路を提供することが

重要であると認識をしておりますので、対象地権者の同意が早々に得られるよう、粘り強く交渉を続けることが肝要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

暫時休憩します。

約10分間の休憩とします。

休 憩 午後 2時42分

再 開 午後 2時52分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

市長初め、答弁ありがとうございました。

それで、これまでの逮捕や不祥事に対して大きく先ほども述べましたけれども、平成25年に大きな施策を定めて改善に臨んでいるということについては、敬意を表したいというふうに思います。それで、特に平成25年の3月に公金等取り扱い適正化計画というものが総務のほうから出されているというふうに思います。その具体的な中身の実施状況とその実施状況に対する監査状況について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに、この公金等取り扱い適正化計画の以下4点について、概略で結構ですので、説明をお願いします。これは未実施については、未実施と、その項目の中の未実施項目については、特に報告をお願いします。1ページの調査等により判明した問題点と改善策。2、9ページになりますが、公金等取り扱い基準、その次が公金等取り扱い事務のチェック方法、13ページに再発防止に向けた行動計画、この4点について説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

公金等取り扱い適正化計画の概要についてお答えをいたします。

1点目といたしまして、調査等により判明した問題点と改善策でございますが、平成24年9月に発覚した体育施設使用料の着服行為につきましては、管理人から回収した使用料を抜き取るなどにより行っていたものでございまして、施設の使用実態と使用料金を整合させる手続が不十分であり、正確な収入調定表が作成されなかったことや公金の受領、保管、納入に至る事務を担当者1人で行う状況があったことが問題点として明らかになったところでございます。公金管理の適正化につきましては、職員ができる限り現金を取り扱わない仕組みへと改善することが必要でございますが、やむを得ず現金を取り扱う場合は収入されるべき使用料を正確な収入金として調定いたしまして、速やかに指定金融機関を通して市の会計に納入するため、11項目の改善策について公金等取扱い適正化計画に盛り込んでおります。

内容といたしましては、職場に現金を保管することは盗難や紛失等の原因となることから、収

受した現金は原則として当日に指定金融機関に納入するものとしたこと。また、やむなく公金等を現金で保管する場合には、常に堅固な容器におさめ施錠し、鍵は所属所の管理責任者となる課長等が管理することについて徹底をすることとございます。また収納事務は、出納員及び会計職員が命を受けて行うものとしてございまして、責任の所在を明確にするため、必ず任命された者が事務処理を行うものとし、さらに現金を取り扱う場合には複数の職員が携わり、管理体制のチェック機能を向上させること等とございます。

2点目といたしまして、公金等の取り扱い基準につきまして、適正化計画においては、納税者等を訪問し収納するための徴収金、また窓口で手数料等を収納する場合の収納金、さらに事務を施設管理受託者に委託して収納する体育施設使用料に関する収納金、また公金に準ずるものとして各種団体会費等の4区分に大別して取り扱いをするものとして基準を示し、事務処理マニュアル作成に当たっての基本とすることとしております。

3点目として、公金取り扱い等事務のチェック方法とございますけれども、市で取り扱っております公金等につきましては、市の会計上の現金である公金、団体事務の会計上の現金等である準公金、その他に市の業務を行う上での一時預かり金等とございまして、公金等取り扱い適正化計画等に基づきチェックを行っているところでございます。

公金等に関する収納等の検査につきましては、四半期ごとに実施をすることといたしまして、手数料など、定期的な収入があるものについては、毎月1回検査を実施することとしております。検査に当たりましては、取り扱う公金等の種別ごと、検査時点ごとに公金等取り扱い事務のチェック表に基づき、收受した現金は速やかに納入されているか。金庫等によって現金、通帳、印鑑等が厳重に保管されているか等の各種チェックを所属課長が行った上で部長等に報告することとしております。

また、課長等から報告があった際には、部長等は公金等管理台帳に報告日を記入することとしております。なお、各種団体の事務を市の職員が行うことによって準公金に関する不祥事が起こることを防ぐため、かすみがうら市任意団体の事務及び会計取り扱い規程を平成25年8月に定めまして、市長が必要と認める場合に限り団体事務を受任できることといたしまして、事務を受任しようとする場合は、毎年度総務課へ任意団体事務等届出書を提出してもらうことにより、受任状況の把握等に努めているところでございます。

さらにこの規定においては、団体の事務等を行う場合の職員の心得ですとか、会計事務の手法等についても規定しているところでございます。

4点目といたしまして、再発防止に向けた行動計画でありますけれども、公金の収納及び保管、チェック体制の強化、団体事務のルールづくり、職場環境の改善の4区分に大別をいたしまして、それぞれの取り組みにつきまして計画に盛り込んだところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

特に15ページの再発防止に向けた行動計画の中で、各今報告がありました公金の収納及び保管にチェック体制の強化、団体事務のルールづくり、職場環境の改善という項目が記されています。

その中ですぐに例えば（１）公金の収納及び保管について、３段目に公金事務の適正化を実行していくため、必要に応じた財務規則の改正等を行います、という記載がございます。平成25年度にこれを実施するという事。あるいはチェック体制の強化の中でも使用料の収納事務は収入金額と受領金額を照合する資料を作成し確認します。平成25年度から。あるいは課長等は公金等管理台帳を作成し、部長への報告を定期的に行います。25年度から、というふうに年度ですぐに取り組むというふうに記載されている以外の項目について、それが台帳が整備され作成されているか。あるいは実施されているか。という順で報告をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

16ページでございます。失礼をいたしました。公金管理台帳の作成、これが25年度からということでございます。また、公金の収納及び保管に関して財務規則の改正、ご指摘のありました収入金額と受領金額を符合する資料の作成と確認、そして収納事務や金庫等の定期的な検査、これはすぐに取り組むでした。失礼いたしました。公金管理台帳の作成と部長への報告、また団体事務のルールづくりとしまして、市が団体事務を行う場合のルールづくり、続いて経理の事務、また引き継ぎの確認、このようなものが25年度からというふうになってございます。また職場環境の改善の中では、職員の職務に係る倫理を保持し、市民から信頼される職員であるための指針として職員倫理条例の制定を行いますということでございます。この倫理条例の制定は、先ほどご説明申し上げましたように、審議未了という結果になりましたことから、達成はされていない状況でございます。これを除きまして、もう一つ下でございます事務処理マニュアルの作成、こういった25年度からのものについては、全て達成をされてございます。

先ほど、公金取り扱い事務のチェック方法にお答えした部分と重複はいたしますけれども、公金等取り扱い事務のチェック表に基づき、收受した現金は速やかに納入されているか。また金庫等によって現金、通帳、印鑑等が厳重に保管されているか等の各種チェックを実施しているところでございまして、こちらは平成26年度の状況について関係部長等に確認をしたところ、一部四半期ごとの条件を満たさないケースがございましたけれども、全てチェック表の作成はなされております。また公金管理台帳の作成状況と実施状況につきましても、先ほどのチェック表と対をなすものでございますので、やはり一部四半期ごとの要件を満たさないというケースがございましたけれども、全て公金等管理台帳の作成がなされております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

わかりました。それで、この再発防止に向けた行動計画の中で公金等管理台帳を作成し、部長への報告を定期的に行いますという項目があります。また団体事務のところですね、重要なところだと思いますけれども、市が団体事務を行う場合のルールづくりを進めますと。これについては、ちょっと一つ一ついきたいと思っておりますけれども、何らかの規定あるいは内規がつけられているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

団体事務のルールづくりにつきましては、ちょっとわかりづらい表現になってしまったかと思うんですが、先ほど申しあげましたかすみがうら市任意団体の事務及び会計取り扱い規程、これがこのルールに当たるものでございまして、25年8月に定めて市長の認める場合に団体事務を受任できるということとして毎年届けを行っているものでございます。また公金管理台帳につきましては、この管理計画に基づき実施をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

今、再発防止に向けた行動計画ということで、大変これをつくられることについては、ご苦労されたことというふうに思いますけれども、付随文書として公金等取り扱い事務のチェック表がサンプルとして出されて、そしてその後、各部局において作成されていくという作業ができています。このチェック表については、各部間において作成され、保管されそしてチェック作業が行われているのかどうか、質問いたします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

議員ご指摘のように基本的にはございません、失礼しました。各課で作成をいたしまして、部長等が確認をするという形で作成をされております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

それで、次に入っていきますけれども、年度ごとにチェックされている公金等管理台帳というものがあると思います。その中には係名、区分、事務の名称、種別、検査の頻度、通帳、現金等の保管者の氏名、通帳印の保管者の氏名、金庫等、保管容器の鍵の保管者の氏名、そのあとにそれがいつ実施されたのかというチェック表があります。このチェック表については、各部において実施されているかというふうには思いますけれども、その実施されているかどうかというチェックはどのように行われているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

チェック表の作成が課長等とございまして、管理台帳もやはり課長が作成をいたしますが、部長が確認をした段階で記入することで、部長は報告日を記入することで確認したあかしを残すことになっております。これは一連の流れはここで完結をしておりますので、その後につきましては

は、総務の实地検査の権限はございますけれども、今のところそこまでを実施したことはございませんで、各部で完結をしているような状況でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

監査事務局に質問をします。この公金等管理台帳についてそれが実施されているかどうかという監査については、行われているのでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 槌田浩幸君。

○監査委員事務局長（槌田浩幸君）

監査委員事務局からお答えいたします。

以前に一度、監査委員への報告ということで、公金等管理台帳を監査委員の方々へご報告させたことが一度ございます。その後につきましては、定期的な実施はいたしていないところでございます。実施しました日付につきましては、公金等取扱い適正化計画が出された25年3月に出されているんですけれども、その年度、26年の2月に報告した経緯がございます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この公金等取り扱い適正化計画というのは、大変私自身は素晴らしいものだというふうに思っています。つくられたときについても、大変ご苦労されてもう市民から信頼される市政をつくり上げていこうということで、皆さんでこれがつくられたというふうに思います。そういう意味では、この公金等適正化計画について再度見直しをして実施していないところについては、実施をしていく。あるいは修正が必要であるところについては、修正をしていくということで、2年ですか、たっているのは、そういう時期に来ていると思いますので、再チェックをぜひともよろしくお願いをしたいと。そのときに、管理をしていく上での台帳関係についての整備をぜひともせつかくこういうふうにつくられているわけですから。進めていくことをお願いをしたいと、そのことについて答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

この適正化計画につきましては、職員の提案等も踏まえまして練り上げていった経過があるように記憶してございます。評価をいただいて大変光栄でございますけれども、議員ご指摘のように、2年を経過してさらに適正化、透明性を高める。その公正度を増すという意味で見直すところもやはり必要かと思えます。先ほど申し上げました实地検査の実施も含め、検討をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

よろしくお願いをします。それと、監査事務局に質問をします。

先ほど、26年2月にこのチェックを行い、例月検査ですか、そちらのほうに報告をしたという報告がありましたけれども、監査事務局におかれましても、これは年に何回このチェック表による各部局の監査を行うのかということを決めて、チェックに入っていっていただきたいなというふうに思います。その際に、ここに記載されている台帳がございませうけれども、その台帳の整備がされているかどうかということについても、やはりせっかくこういうふうにつくられているわけですから、お互いを信頼していくために、ぜひともよろしくお願いをしたいというふうに思います。加えて、その報告については、例月の検査、監査委員の検査報告会ですか、これに報告をするような方法もぜひ検討をして監査委員とも相談をしていただいで進めていくように、お願いをしたいというふうに思います。加えてもう一つ、監査については、大変重要な部署でございませうから、さまざまな自治法等あるいは定められている法的なものがあるかというふうに思いますけれども、かすみがうら市における監査事務局の内規、あるいは実施要綱について、これを定めてそして人事異動があった場合においても、それを適正に継承して、そして信頼される市政をもつくり上げていくという体制をぜひともつくり上げていただきたいというふうに思います。この点について監査事務局への答弁をお願いします。

○議長（藤井裕一君）

監査委員事務局長 植田浩幸君。

○監査委員事務局長（植田浩幸君）

ただいまご指摘いただきました公金等管理台帳の確認の方法につきましては、監査委員の方々と協議し検討してまいりたいと考えてございます。

また、監査内規についてのご質問でございます。

監査内規につきましては、現在作成していない状況でございます。近隣の市をちょっと確認しましたけれども、やはり定めていない状況でございます。こちらにつきましては、当市も加盟しております全国都市監査委員会というのがございまして、そちらに都市監査基準の準則というのが定められているところでございます。こちらの都市監査の指針となる準則でございます。こちらの準則を引用し、各市ではそれぞれ実施する監査項目の実施要綱を定めているというふうに認識しているところでございます。

当市におきましても、この準則を監査内規としては持っていないんでございますけれども、都市監査準則を基準といたしまして、各監査の実施要綱を定め実施しているところでございます。今後、監査の内規として必要性につきましては、監査委員の方々と協議・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

かすみがうら市の独自の全体の一般的な項目と個別の項目もあるかと思っておりますので、ぜひ余り

気張らずにこの公金等取り扱い適正化計画というすばらしいものがあるわけですから、これを具体的にどういうふうを実施されているのか。全体が信頼ある、そして愛される市政をつくり上げようとしているのかというような教育にもなっていくというふうに思いますし、それをともに作り上げていくということで、ぜひそういう内規あるいは案内ガイドラインについては、ぜひとも作成をしていただきたいなというふうに思います。これはお願い事項というふうにとどめます。戻ります。

先ほど、酒気帯び運転及び交通法規違反3件というふうにありましたけれども、この交通法規については、市民の範となっていく行動になると思います。それは我々も一緒であります。ともすれば、ちょっとアクセルを踏んでしまうと。あるいは黄色で突っ込んでしまうと。茨城県は特に行儀が悪いというふうに言われていますけれども、この交通ルールを守っていくということについては、市が率先して全国の交通安全運動、あるいは年末だとか、さまざまな要所、要所があるかというふうに思いますけれども、その取り組みについて総務が旗を振ってお願いしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

酒気帯び運転、また交通法規違反、こういったものへの対応といたしましては、現在のところ年末年始に職員の綱紀粛正と服務規律の確保について通知をいたしましたり、また職員の服務規程の中で交通事故が発生した場合や飲酒運転、運転免許取り消し等の交通違反等については、所属長に報告し、報告を受けた所属長が速やかにその旨を所属部長及び人事担当課を経て市長に報告すると、こういった手続を再確認するように周知をしております。また職員の全体朝礼の中でも交通法規違反等について年末年始に集中しているほか、交通事故防止県民運動や必要に応じて注意を喚起している状況でございます。

ご指摘のような内容を踏まえまして、さらに周知に努めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

この項目の最後になっていきますが、月次の訓話という話が出ております。この点については、かすみがうら市が一体となって進んでいく方向性を市長の訓話という形で出されてくると思います。企業等におきましても、この中で必ずその一番最後には倫理とコンプライアンス、法令遵守ということについては、繰り返し述べていくということが通例になっています。同時にこの訓話については、これは通常は秘書課あるいは公室がつくっていくことになると思いますけれども、ぜひ文書化をして各部門徹底していくということについて検討を加えて実施していただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

ご指摘のように月例で基本的に月例として全体朝礼を行っております。ご案内のように市長からの訓話につきましても、現在のところは所属長を通じて各課員に周知を図っているところでございますが、今ご提案をいただきましたような内容を秘書担当課のほうと協議をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

続いて、焼却炉の建設問題について質問に移らせていただきます。

先ほどからこの震台の組合に加入するに当たっての資料の作成計画、根拠等についてお話がありました。これは話の中でまだ具体的な形で見積もりを出していくという段階には入っていないというふうに答弁からは判断をせざるを得ないというふうに思います。そういう意味では、近隣で土浦市では、どういうふうに行われているのか。あるいは震台ではどういうふうに行われているのか。あるいは例として算出しました東海村の施設については、どういうものが基準になっているのかということについて具体的に視察も行い、検証も行い、そしてその担当者との意見交換も行い、具体的な資料として再度この建設を進めていく上で、何が一番いいのかという判断をしていく材料をつくり上げていくという作業を開始していく必要があるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

環境経済部長 根本一良君。

○環境経済部長（根本一良君）

広域の建設につきましては、震台厚生施設という中で建設に向けての部署が設置されまして、そこで詳細にわたって設計等を全て行くということになっておりますので、組合の中での協議または精査ということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

最初に、一部事務組合の質疑についてはしてはならない。そういうような議長からのお達しがありました。全員協議会の中でこの拠出金にかかわる点については、その限りではないといえますか、その質問については、独自にしていっても構わないというような今までの事例を参照しながらそういう案内がありました。今一部事務組合について検討していくというふうになりましたが、一部事務組合に対してかすみがうら市がどのような提案をしていくのかということについては、重要な案件になると思います。それはどういうことかということ、税金をどれだけ拠出していくのかと。132億円が50億円にならないのかどうかということについては、市民にとっては税負担にとって、先ほどから何回も何回も厳しい財政状況、人口減、そういう話が繰り返されています。そういう意味では、経済部におきましても、あるいは担当部局においてその検証を加えていくということは必要不可欠だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

税負担、整備等にかかります負担金というような捉え方の中でお答えをさせていただきます。環境経済部のほうからはよく循環型推進交付金というような項目でのご説明が再三わたっているかと思えます。私たちの考えとすれば、その交付金をまずは活用しながら、その即答については、何らかのその有利的な財源をもって対応するというような考え的なものは変わってはおりません。ただ、まだ事業費が出ていないような中でいかにその財政部門の当局の関係者会議とか、そういったものを踏まえながらやはり検討をしていくべきだというふうに考えております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

それで一つ提案というふうになるかもしれませんが、この焼却施設をつくり上げていく上での現地調査、現地訪問、そういうことについても検討をぜひともこの土浦市とか、石岡市、あるいは東海村、具体的に関連しているところについての視察あるいは研究活動をしていく必要があるかと思えます。初めに、交付金が必要であるとは思いますが、その交付金を申請していく内容については、つくり上げていく段階にある。そのときに、さまざまな意見を入れて、そしてその中で最善策を求めていくということが必要かと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

市長公室長 木村義雄君。

○市長公室長（木村義雄君）

財政的な考え方で申しますと、議員のご指摘のとおりかというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございます。

私の質問は、地方議会事務提要で全員協議会で配付されました一部事務組合に対する質問の可否、当該組合の構成団体としての立場、すなわち負担金を支出しているのか、それにかかわる質問内容については、当該市町村の執行機関にすることは差し支えないという規定で配付されております。それはなぜかと言えば、やはり市民にとって132億円と言われていますが、それがどれだけ縮減されていくのか。厳しい財況の中で税負担にどれだけが軽減されているのかという死活の問題ともなっていることからして、大変重要な起債であるというふうには思っています。さまざまところで税金の活用が必要になっていきますので、ぜひとも先ほど市長が答弁された内容については、具体的に今後進めていかれることをお願いしたいというふうに思います。

続いて、最後の道路の質問について。

先ほど、答弁をしていただきましたけれども、私たちのかすみがうら市は間近に控えている協同病院の開設があります。それに今、田村沖宿線の工事が始まっていますが、開設と道路の工事の完了が間に合わないような事態になる可能性が非常に大きくなってきています。そういう意味

では、開設したときに、市民がこの協同病院をどのように使っていくのかということとは切実な問題になると思います。そういう意味で、あるいは神立駅から乗り合いバスを新たに準備しなければならないという話も聞こえてきますけれども、ぜひともこの先ほどから答弁をいただいておりますアクセス道路の整備については、市民に対しても協同病院へのアクセス経路はどういう経路になっていくのかということも含めまして案内をしていただいて、そして、この協同病院活用のアクセス道路の整備については、よろしくお願いをしたいなというふうに思います。

最後になりますが、再度この協同病院がかすみがうら市の近辺にでき上がってくるということについては、一つのかすみがうら市が大きく変わっていく要素になる可能性が十二分に出ているというふうに思います。それと、先日も千代田の日本一の果実をどのように生かしていくのかという話が出てまいりました。そして、今、霞ヶ浦ではワカサギが戻ってきています。汚染度が3ポイント下がったという話も出ています。そういう中では、どのような話が出ているかという、霞ヶ浦を取り戻していくためにそれではウナギとシジミ、過去に日本の有数の生産量を誇ったそういうものをどのように取り戻していくのかと、そういう話があちこちから出てきて県会議員の方々を含めて大きな動きが少しずつ出てきています。

それで、もう一つは先日も質問がありましたけれども、サイクリング道路の整備の話が出ておりました。そういう意味では、歩崎から霞ヶ浦の雪入までの大動脈の道路を整備していく。東西の道路を整備していくということについては、ぜひともこれからのふるさと創生事業や市の活性化にとってはなくてはならないものというふうに思いますが、そこに跨線橋については、なかなか難しい点があるという報告がございましたけれども、この東西の大動脈をつくり上げていく上で、その前段階としての道路の整備、そして最終的には跨線橋を県あるいは国の補助事業としても何とでもつくり上げていく。そういうようなことを要望したいというふうに思いますけれども、市長のご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

設楽議員にはさまざまな角度からご提案をいただきまして、大変心強く感じております。

まず、道路整備でありますけれども、ご承知のように、この町は大変ある意味で利便性が高いと思います。それは、いわゆる南北線といいますか、東京へ向かう常磐道、6号線、354号線、そして真ん中を常磐線が走っています。そういった意味で、ある意味では高いんですが、その横軸となります東西線といいますか、そこがちょっと若干課題だと思っています。そういう中で、ちょうどこの前を通る大橋から抜ける跨線橋を含めたそういった計画もいろいろ議論されているところでありますし、この場合に石岡も中に入るわけでありまして、大きな課題であります。かつて合併する当初霞ヶ浦町の合併特例債1号事業として跨線橋が入っておりまして、その期待の大きさもよく承知をしています。そういう中で、財源との関係もございまして、さまざまな角度から検証しながら、道路整備が地域の活性化の基本でありますから、そういったものを含めて大変大きな課題でありますけれども、前向きな形でさまざまな角度から検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力、ご支援お願い申し上げたいと思います。

○3番（設楽健夫君）

ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

3番 設楽健夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

約10分の休憩とします。

休 憩 午後 3時34分

再 開 午後 3時43分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 来栖丈治君。

[4番 来栖丈治君登壇]

○4番（来栖丈治君）

皆さん、こんにちは。

第2回の定例会、9人目で最後の一般質問となります。

この春、小・中学校の卒業式や入学式に参列をさせていただく機会に恵まれまして、小学校6年間の子どもたちの目覚ましい成長する姿を拝見しまして、教育のすばらしさを実感させていただきました。また思春期に入った中学生の教育の難しさというか、そういう場面に出くわしまして、父として、母としての責任の重要性、夫婦の信頼関係の大切さや保護者同士のつながり、地域との連携・連帯、助け合い、言いかえれば地域の教育力などの大切さを再認識させていただく機会となりました。

人は一人では生きてゆけない。人は財産、宝だな、そんな思いを改めて痛感をするとともに、学校教育、社会教育、生涯を通じた生きるステージに応じた教育の必要性を感じ、一生勉強だなと改めて思った次第であります。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

ことしの春は、市内の桜を見に行く時間がとれまして、桜の美しさを堪能し日本人に生まれてよかったなと実感をするひとときを過ごすことができました。

我々が一番よく目にするのはソメイヨシノで、江戸時代の末期に品種改良をされたものだと聞いております。600種類はあると言われる桜の中でも、2,000年くらい前から存在している品種もあるというふうに聞いております。桜は、古くは万葉集にもうたわれ、最近では、春になると毎年のように桜に関する歌がヒットチャートにぎわっているようです。そんなことからわかるように、桜は日本に育ち、親しまれ、愛されてきた昔から変わらないよいものの一つであると思えます。

合併後の保育所統廃合により平成21年3月廃所となった旧下大津保育所の庭や下大津地区公民館周辺に、昔から変わらないよいものとして、地域住民に長い間ずっと愛されてきた桜の木があります。この桜は、私の調査によれば明治36年、1903年ですが、戸崎と加茂の小学校が統合され、

下大津尋常小学校と改称、翌年当地に旧の加茂松本の小学校から6本ほど移植されたもので、それから100年以上という長い間、雨の日も風の日も地域住民の暮らしを見守ってまいりました。

平成15年に下大津小学校創立100周年記念事業を開催したころから徐々に機運が高まり、この桜を有名にしたい、下大津のさくらまつりのような形でできないか。思いはさまざまですが、この桜の魅力を伝えるべく、下大津地区公民館役員やOB、青年会のOB等を中心に下大津地区の有志の方で、ここ数年桜のライトアップと鑑賞会を実施しております。私もそのメンバーの一人として協力させていただいております。このエリアは平成21年3月の下大津保育所の廃止に始まり、来年4月には下大津小学校が廃校、そして下大津地区公民館も廃館される可能性が高くとても寂しい。せめて地区のシンボルとして、この桜の木を守りたいというのが、桜鑑賞に集まる地域住民の方の共通の切実な願いであります。

そこで、1点目の質問です。

この桜の木は1904年に移植、樹齢111年以上で、幹回り4メートルの木もあります。県指定天然記念物として皆様ご承知の真鍋小学校の桜の木の1907年移植、樹齢108年以上よりも歴史的に古く、同等かそれ以上の価値があると考えます。

市として、下大津地区のシンボリック的存在である桜の木を天然記念物に指定することなどして、保護活用する考えがあるかないかお伺いをいたしたいと存じます。

続いて、2点目の質問です。

ことは市内の桜を見て回る機会に恵まれましたが、その中でも美並小学校周辺やあじさい館の桜は見事だと思いました。茨城県内でも、桜の時期にあわせて桜祭りのイベントを開催している市町村が多いと思いますが、当市においても、このエリアの桜を桜の名所に育て上げ、市のPRや地域づくりに生かすという考えはあるかないか、お伺いをいたします。

また、それに関連で見事な枝ぶりの桜並木が続く美並小学校の東側から旧多目的会館跡地にかけては、現在、統合小学校開校にかかわる工事をしているようですが、小学校整備やプール工事の際、桜の木が切られてしまうのではないかと心配する声が聞かれますが、工事方針、計画についてお伺いをいたします。

次に、介護保険制度についてですが、全国的に平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上となることが推計されています。今後高齢化が進むと、認知症を患う人の増加により、医療や介護を必要とする方の割合の増加の見込みが示され、現在のままでは医療や介護サービスが十分に提供できないことが懸念されています。

平成26年度介護保険制度改正は、平成37年を見据えた趣旨と理解していますが、今回の改正点と当市介護保険行政に対する具体的影響についてお伺いをいたします。

2点目として、特に地域包括ケアシステムの構築に向け、市民や事業所の協力体制づくりが求められ、市の保険者としての考えが重要になってくると思います。そこで、市地域包括支援センターの役割が増大すると思いますが、現状と今後の課題について伺います。

次に、生活保護についてですが、平成26年に生活保護法の一部改正があり、就労による自立の促進や健康生活面に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化と医療扶助の適正化などが図られる内容と伺っています。

そこで、当市の生活保護行政の現状と課題についてお伺いをいたします。

2点目として、本年度から生活困窮者自立支援制度が始まりましたが、市の対応や影響、今後の方向についてお伺いをいたします。

4点目になります。

3月末に、高校生の子を持つお母さんから、神立駅北側の踏切から三井マンションまでの間が非常に暗く防犯上怖いんだと。防犯灯をつけてもらえないか、という話がありました。駅隣接地で暗いというのは腑に落ちない話であったので、防犯灯は区長さんからの申請で、稲吉一区、あるいはマンションの管理者、千代田南団地の区長さんと相談してみればと友人でもあったので、そのような話をしました。

また、4月に入り別の友人から、飯岡から神立駅に向かう県道沿いが暗くて、昔から石岡市の知人が町に行くようじゃないんだよなとぼやいていたと。友人も実は前から感じていたことなので、この道沿いどうにかならないか、という話が相談としてありました。

昨年9月の一般質問をする際に、下大津地区内通学路や地区内の防犯灯を夜間調査した折、時折明るいところがあり、地元の商店や事業者さんの看板と水銀灯の明かりのありがたさを感じていました。その後、総務部長から商工会加入者が街路灯を設置する事業費補助が以前はあり設置したもので、電気代は毎月定額で事業者さんが負担していると聞きました。大変ありがたい話だと思い、地元の事業者さん、商工会の方々は大事なと感じ、折に触れそのような話を地域の皆さんに宣伝をしてきました。

今回、町なかに近い県道沿いで、商店が多い地域で暗いという相談が続いたので、夜間何度か神立駅缶詰工場跡踏切から県道牛渡馬場山土浦線を馬場山付近まで車で走り確認をいたしました。踏切も神立駅周辺南側2つに比べ暗く感じたのを初め、マンション前から池田石油、東宝ランド、希望ヶ丘、天神、宍倉小学校、飯岡と進むにつれ、私の住む戸崎よりは暗いなと感じた場所もあり、防犯上の問題も心配になったわけです。踏切については、JRに連絡をとり調べていただきました。一つのライトが切れていたなので、すぐ仮設対応し、その後交換をいたします、との報告を受けました。そのほかは街路灯はあるものの商店経営をやめた方もあり、また市の街路灯の数も少なく、切れているものもありました。県道ということで県がつけるのか、市の範囲か行政区なのか、資金もかかることから、要望行為も少なかったものと推察するところです。

そこで、1点目、防犯灯は行政区要望で進めていますが、設置基準について改めてお伺いをいたします。

2点目として、駅隣接の住宅地、石岡市からの玄関口となる県道牛渡馬場山土浦線の街灯の改善が必要と考えますが、明るいまちづくりに向け、具体的な進め方についてお伺いをいたします。

以上、私の1回目の質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

答弁を求めます。

市長 坪井 透君。

[市長 坪井 透君登壇]

○市長（坪井 透君）

来栖議員の質問にお答えいたします。

初めに1点目、桜の保護活用につきましては教育部長から。2点目、介護保険制度の主な改正

について及び3点目、生活保護の現状と課題につきましては保健福祉部長から。4点目の防犯灯の県道への設置につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

[教育部長 飯田泰寛君登壇]

○教育部長（飯田泰寛君）

来栖議員のご質問の1点目、桜の保護活用についての1番、旧下大津保育所跡の桜は地域のシンボリック的存在です。土浦市真鍋小学校の桜は桜祭りの主役になっていますが、それ以上の古木を保護活用する考えについて伺います。まず、こちらについてお答えをいたします。

旧下大津保育所の桜は、来栖議員ご指摘のとおり、江戸末期に品質改良により誕生したとされるソメイヨシノでございますが、この品種は樹齢数百年、1,000年超えが数多くある山桜、江戸彼岸、しだれ桜などの日本在来品種と比較しますと、寿命が短いとされておりまして、その年数としては60年とも70年とも言われております。中には日本最古の弘前公園のソメイヨシノが樹齢133年、茨城県指定天然記念物の真鍋小学校のソメイヨシノは樹齢108年など、樹齢100年を超えるものもございますが、両者とも地域に保存会的な組織があり、かつ高い技術を持った専門家が土壌改良、薬剤散布、枝の伐採などを定期的、継続的に適正な管理を行っているなど、手をかけ、予算をかけているからこそその成果であって、この努力なくして古木のソメイヨシノの寿命を延ばしていくことは、なかなか容易なことではないというふうに思われます。

来栖議員もご承知のとおり、有形であれ、無形であれ文化財を天然記念物など、指定文化財とする目的は、貴重な歴史的遺産であるその文化財を保護し、後世に伝承、継承していくということでございます。言いかえれば、指定を受けるということは、その所有者や管理者は、その文化財を後世に伝承、継承していく責務を負うということでございます。

そのようなことから教育委員会としましては、まずは旧下大津保育所の桜に指定の価値があるのかどうか。次に、市が責任を持って後世に命をつないでいけるのかどうかについて、専門的見識を持った方々にご意見をいただきながら、調査研究をすることから始めていきたいというふうに考えております。

続きまして2番、美並小学校、あじさい館周辺の桜は見事です。市のPRや地域づくりに生かす考えについて伺います。あわせて小学校の整備やプール工事の際に、桜の木が切られてしまう心配をする声がありますので方針を伺います。こちらにつきましてお答えをいたします。

土浦市や日立市を初め、県内各地において、桜の開花に合わせ、桜祭りと称してさまざまな催しを開催し、多くの人を集めていることは承知をしております。これらの催しは、市のPRはもとより、市民の皆さんもふるさとのよさを再認識してもらうよい機会になっており、我々教育委員会が日ごろから取り組んでおりますふるさと教育の趣旨にも合致しているものであると思えます。

本市においても、毎年、雪入ふれあいの里及びその周辺を会場に、山桜を楽しみながら散策する「雪入山桜ウォーク」が開催をされ、市内外から多くの参加者を集めていると聞いております。このイベントは、事前の清掃から当日の運営まで雪入探検隊を初めとする市民ボランティアの協

力のもと開催されており、大変すばらしい催しであるというふうに感じております。

あじさい館及び美並小学校周辺を桜の名所にという来栖議員のご提案でございますが、このエリアの桜が一斉に咲き誇る景観につきましては、規模的には若干小さいながらも私は大変すばらしいものと実感しております。市民や地域住民の方に対して、そのすばらしさをPRしていくということはもちろんであり、広報紙、ホームページ、パンフレット等を使って、周知をしていきたいというふうに考えております。

なお、美並小学校施設整備事業の件でございますが、現在、平成28年4月1日開校を目指すかすみがうら南小学校のための整備を実施しているところでありまして、特に外構工事の予定範囲におきまして、一部桜の木が支障となるものがございます。外構工事につきましては、統合小学校として必要な整備でありますスクールバス乗降場や駐車場エリア等の確保を優先に計画しておりますが、この整備に支障のない範囲で残せる桜は極力残す。そういう方向で工事を進めたいというふうに考えております。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

[保健福祉部長 金田克彦君登壇]

○保健福祉部長（金田克彦君）

来栖議員の2点目、介護保険制度の主な改正についてのご質問にお答えをいたします。

1番の介護保険制度の改正により市の介護保険行政に対する具体的な影響についてですが、一般の介護保険制度改正の主な内容は、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化となっております。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるようにするため、介護・医療・生活支援・介護予防の充実として、1つ目として、在宅医療、介護連携の推進、2つ目としまして認知症施策の推進、3つ目としまして地域ケア会議の推進、4つ目としまして生活支援サービスの充実・強化が掲げられております。

一方、在宅生活が困難である中重度の要介護者を支える施設として機能の重点化を図るため、介護老人福祉施設の新規入所者が原則要介護3以上となります。費用負担の公平化につきましては、低所得者の保険料軽減を拡充するとともに、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直すとされているところでございます。

要支援の方が対象となる改正内容としましては、現在、介護予防給付として行われている訪問介護、通所介護が、新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになり、市町村が地域の実情に応じた取り組みができるものとなりますが、実際のサービス提供に当たり、現在のサービス提供者である高齢者施設に加え、多様な主体によるサービス提供体制の整備が求められていることから、制度の重要な要素であるとともに難しい一面も持ち合わせていると考えているところでございます。また、団塊の世代等、利用者の増加を想定した場合、その財政負担も大きくなるところであります。

なお、このサービスのみを利用する場合は、要介護認定等を省略して迅速にサービスを受けることが可能となるものであり、本市においては、平成29年度からの実施に向け制度構築の作業を進めているところでございます。

次に、まず地域包括ケアシステムは、保険者である市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていくとされており、本市においては、第6期介護保険事業計画の理念に「安らぎとやさしさ・支え合いのまちづくり」を掲げ、地域包括ケアシステムの構築を目指すとしているところでございます。

そこで、2番の地域包括支援センターの現状と課題でございますが、現在、地域包括支援センターでは、介護予防事業、介護ケアマネジメント事業、権利擁護事業など高齢者に関する事業を多面的に実施しております。

介護予防事業では、要介護状態になることを予防するための健康教室を開催しており、また、要支援に認定されている方を対象として、その方に合ったサービスが受けられようケアプランの作成を行っているところでございます。平成26年度は本市の要支援者約280人のうち、事業者への委託等により約180人のケアプランを作成しているところでございます。なお、その30%に当たる約80人は地域包括支援センターが担当をしております。

また、権利擁護事業等も、成年後見や虐待など困難なケースも複数あり、その解決に多くの時間を費やすことが現状となっております。このような困難ケースの増加を想定した場合、権利擁護事業の重要性がますます高まってくると考えます。

これらの現状に加え、地域包括支援センター事業のよりどころとなっている介護保険法改正により示された新たな制度へのスムーズな移行を目指し、現在、制度の構築作業を行っているところでございます。よろしくご理解のほどお願いします。

次いで、3点目1番でございます。

本市の生活保護行政の現状と課題についてとのご質問にお答えをいたします。

本市の生活保護人員は、平成25年4月時点で265名で220世帯、平成26年4月では257人で215世帯、27年4月では252名で212世帯と、やや減少傾向にあり、平成27年4月の本市の保護率は0.6%で、県の平均保護率0.9%と比較し、若干低い状況でございます。

また、人口規模や産業構造で分別された県内の類似団体の5市でございますが、下妻市が0.48%、北茨城市が0.71%、稲敷市が0.78%、行方市が0.46%、桜川市が0.66%であり、平均保護率は0.63%で本市とほぼ同様となっております。

また、平成27年4月時点の生活保護受給者を世帯類型で見ますと、高齢者世帯が133世帯で全体の62.7%を占めており、疾病者世帯が30世帯で14.2%、障害者世帯が19世帯で9%で、合計85.9%となっております。定期的に生活状況の調査のため家庭訪問等を実施しております。

生活保護費である扶助費につきましては、医療扶助が扶助費全体の5割を超えている現状で、これは全国的にも同じ状況となっております。医療扶助の削減は全国的な課題となっております。このような中、厚生労働省からは後発医薬品の使用促進について指導があり、本市も取り組んでいるところでございます。

次に3点目2番の本年度から生活困窮者自立支援制度が始まりましたが、市の対応や影響、今後の方向などについてとのご質問にお答えをいたします。

平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法による新たな制度として、生活困窮者を支援する事業を市社会福祉協議会へ委託し実施をしているところでございます。当該事業は、本市に居住し、生活が経済的に困窮している方を生活保護に至る前の段階で、自立に向け生活指導や就労

活動等の支援を行う事業で、生活に不安を抱えている方の相談を受け、自立に向けた支援を行います。また離職により住居を失った方、または失うおそれのある方に対しては、求職活動を条件に、一定期間、家賃相当額を支給することにより支援を行うものでございます。

市民の皆様への周知といたしましては、4月は回覧により、5月は広報紙お知らせ版に掲載をいたしました。また事業の受託者である市社会福祉協議会の広報紙でも周知をしたところでもございます。

現状としましては、5月20日現在ではございますが、相談受付件数は15件、うち2件は住居確保給付金の対象者であり給付を決定しております。その他の相談につきましては、対象者との面談等を踏まえ政策を検討していくものでございます。

以上、答弁といたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

[総務部長 小松塚隆雄君登壇]

○総務部長（小松塚隆雄君）

来栖議員の質問にお答えをいたします。

質問の1点目、防犯灯の具体的な設置基準について、お答えをいたします。

現在、市では、交通安全対策と防犯対策の充実を図るため、地域の意向などを踏まえながら、道路照明、防犯灯などの整備を進めているところでございます。

市内の防犯灯及び街路灯の設置につきましては、かすみがうら市防犯灯・街路灯設置要綱の規定に基づき、設置箇所及び設置手続、維持管理方法などを定めております。

設置要綱第2条第1項では、設置基準といたしまして、道路法に基づき市道と認定した道路や通学路や防犯上必要と認める箇所等に設置するものとし、同条第2項では、設置間隔はおおむね25メートル以上とすると定めております。

また、行政区等が設置する場合は、かすみがうら市事業費助成補助金等交付要綱の規定に基づきまして、設置要望のある行政区等に対して補助金を交付し、設置を推進しているところでございます。

今後とも行政区等と連携しながら、交通安全・防犯対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目、神立駅北側缶詰工場踏切付近から県道牛渡馬場山土浦線沿いの改善に向けた具体的進め方について、お答えをいたします。

ご質問のとおり、県道牛渡馬場山土浦線につきましては、JR神立駅に隣接する市街化区域から石岡市にかけての幹線道路となっておりまして、一部は通学路としても利用されるとともに、神立駅に徒歩で向かう方も多い道路となっております。

議員のご指摘のように、県道に隣接する自治会、第二千代田南団地からも防犯灯設置の要望書が提出をされたところでもございまして、設置について対応してまいりたいと考えているところでもございます。本幹線道路は、以前には商業用街路灯が設置をされておりまして、通りを明るく照らしておりましたが、お話がありましたように、商店の閉店など、社会、経済情勢の変化によりまして、暗く感じる通りとなっている面もあるかと考えております。地元区長ともよく相談をいたしまして、防犯灯の設置を検討していきたいと思っております。

また、現状では球切れや器具の故障への対応に一定の時間を要している現状がございます。本年度、交通安全対策事業の一環として市内に設置してある行政区及び市が管理する既存の防犯灯6,071基をLEDに一斉改修する予定となっております。

今後とも、市防犯灯・街路灯設置要綱に基づき整備を進めるとともに、安全対策に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

まず、下大津の保育所跡にある桜の関係で質問させていただきます。

調査研究をしていただけるというような方向、その辺から始めていくというような方向を出していただきありがとうございます。

ことしの3月に公民館の職員を通じて公民館の役員さんのところに保育所の土地の照会があったんだというような話が来て、ちょっと慌てて私、呼ばれてお宅に伺ったんですけども、現在保育所がなくなってから、保育所面については、普通財産になっているということで、そうすると、売ってくれという人がいると売却するようなことになるのか、そういったことについて非常に心配をしております。そのときに、公民館の意見を聞きたいということで、桜を守っていきたいということをお話しして、その機会は回避されたように伺いましたけれども、今後もそういった機会がないとも限りませんので、どのように対処すべきなのか。確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えをいたします。

初めに、下大津保育所跡地の管理状況について申し上げますと、霞ヶ浦地区保育所の統合、民間委託によりまして、平成21年3月に閉所をいたしまして、その後、建物を解体し普通財産として管理をいたしております。全般的に行政財産としての一定の役割を終えて、現時点では具体的な利用の見込みはなく、そのような土地や建物については、売却処分や他の用途への転換を基本的な考えとしております。しかしながら、当該土地につきましては、隣接する地区公民館の敷地と一体でもございます。そのような関連から、定期的な除草などの維持管理を行っているというような状況でございます。今般の事例のようなことがございましたが、そのような事情から売却処分や貸与というような転換には踏み切らずに維持管理を行っているという現状に加えまして、今回その下大津保育所の跡地について地域のシンボリックな存在になっている桜の活用というようなお話もいただいたところでございます。

そうした視点も加えまして、地域住民の皆さんのご意見やアイデアなども伺いながら、周辺の実情などを踏まえた今後の方向性を整理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

平成15年の7月だったかと思うんですが、下大津小学校が創立100周年の記念事業を行いました。地域の皆様方1軒1軒あるいは卒業生の方からのご寄附を400万円ほどいただきまして記念事業を行いました。記念誌の編纂、あるいは発行、記念碑の建立、下大津小学校にまつわる公德碑などの看板の設置、しだれ桜の植樹、金管楽器の購入により小学校への寄贈、さまざまなご協力を地域からもいただいて、昔から言われる教育村下大津という言葉を改めて地域の皆さん方とともに実感をした次第であります。

この地はもとは南円寺境内で小学校の跡地、保育所の跡地に分割されたような形で保育所のほうに3本、公民館の敷地に3本、古木があるとはわかっておったわけですが、下大津の桜の植樹などのそのときの調査では、植樹の年限というのははっきりとはわからなかったわけです。今、総務部長さんからあったように、普通財産で保育所としての塀が残っていますので、施錠をされて毎年草を刈っていただいて、管理をしていただいているありがたいなということは皆さんおっしゃっております。ただ施錠した中に幹回り4メートルという立派な桜があるようなことで、また、昨年2月25日の大雪の際に枝2本が折れてしまったわけなんです。てんぐ巢病という避けては通れない病気も少し見られて樹勢の低下が非常に見られるというような実態です。

桜のことが下大津の中では話題になっていて、心配する年寄りから昔、自分が聞いた話を教えるからちょっとという話で、以前あそこにある下大津の稚蚕飼育所というか、そこで当番のときに近所の明治生まれのお年寄りから聞いたんだけど、桜の木は自分たちが小学生のときに松本の新宮にあった小学校が風で飛んでしまって、新しく小学校を建てるときにその敷地から担いで運んだんだというようなことを聞いていたんだということを私に教えていただきました。ただ自分も現在85歳になるので俺がぼけてっかもしんねえからよく調べてみてくれというようなことだったので、卒業生名簿はきちんとしておりましたので、その聞いた方のお名前が明治38年の卒業生にあつて、また友達関係も同級生の名前なんか合致しましたもんですから。そのころだろうという話だけで地域ではいたものを、今回そういう新しい情報が出てきたことによって、また、この前ただいま申し上げました3月に欲しいというようなことの話、照会があったというようなことから、今回地域のいわゆる状況とまた近年の国内で起こっている世界遺産の登録の状況とか、当地が筑波山地域のジオパーク構想の動きなどもありまして、今回このような地元の心配事思いに応えたい気持ちから天然記念物の指定文化財として市で指定していただいて、保存活用を図っていただきたいという思いを申し上げたわけでございます。

先ほど、教育部長から弘前公園の桜が一番古くて2番目に真鍋小学校の桜が古いんだよというようなお話ありました。産経新聞に先週10日ぐらい前かなと思うんですが、真鍋小学校では住友林業さんと協力をして、普通の接ぎ木ではなくて組織培養法というので後継ぎをつくることに世界で初めて成功したよというような話が載っておりました。現在、地方創生が地域のいいところを見直してまちづくりに生かしていこうというような機運もあろうかと思えます。地域の活性化に向けてはしっかりした書き物として残っているわけではないんですが、日本で2番目に古いかもしれないソメイヨシノであるということは、住民の誇りとするところになると私は思いますし、

PR効果も少なくはないんじゃないかなというふうに推察をされるところなんです。

私ども、これまでも下の除去とか、除草など枯れ枝の整理など、できる範囲でのことは何人かでやってきた経過もあります。ただ、てんぐ巢病なんかの専門的知識がないと、枯らせてしまったりすると、おそれも感じながらの作業で足りない点多々あるかなということは感じておるわけですが、今後指定や保存、体制などについて必要な活動などについては、地域として頑張っただけで、やっていくことはやっていきたいというふうに考えておりますので、前向きな検討を教育委員会のほうでしていただければと思います。再度お尋ねをさせていただきます。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

来栖議員さんの再質問はいわゆる天然記念物指定ということかと思えます。

来栖議員もおっしゃるように、樹齢の推定が一番ポイントなのかなと。今は口伝えにといいましょうか、口頭伝承されている明治のころの植栽、植えられた話がございました。確かに私もいろいろ見たんですけれども、昭和46年のデジマ広報にてんぐ巢病の枝払いに下大津老人クラブの会長さんら6人が作業されたという記事がありまして、その中で当時の会長さんのお話を引用しているくだりがありまして、そちらを見ると、明治37年に五、六年生のものを植えたというから、70年以上たっているでしょうというような記載がございます。これは43年6月のデジマ広報なんですけれども、そういうふうにもいろいろな皆さんがおっしゃることからだけではなかなか難しいという部分もございます。この辺は専門家の文化財審議委員さんのご見解、ご検討を待たないといけないんですけれども、いずれにしても、今当面できることは、その中でも審査の中でも、やはり重要なのは指定をした以上、伝承・保護していかなければいけない。そのためには、どのくらいの費用がかかるかというような観点の調査も重要でございます。今考えておりますのは、識者の意見を参考としながら検討してみたいということなんですけれども、その具体的には生育状態であり、木の勢いである樹勢ですね。来栖議員さんがおっしゃる樹勢がどうかということ进行调查するというでありまして、その樹勢が先ほどお話がありましたが、衰退しているようなお話もございましたが、もし衰退しているのであれば、回復治療の方法や費用の検討をまずはするということが大事なのかなというふうに考えています。そういったことはさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

記録そのものがなかなか見つかるかどうかという問題になってくるかなというのも1つあると思うんですが、なかなか古いお宅とかに相談したり、学校に寄附・寄贈あるいはいろいろな関係が深かったうちなんか相談をして、できるだけそういうものの発掘にも努めていきたいというふうに思っております。

市長と教育長さんにちょっとお尋ねをしたいんですが、もしそこが証明されるかどうかは定かではありませんが、明治37年に植えたものだという事ならば、日本で2番目に古いソメイヨシ

ノの木になるわけですけれども、そういったものの価値というか、そういうものについていろいろお気持ちというか、活用面であるとか、そういったものについての気持ちをそれぞれお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（藤井裕一君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

実務的には先ほど教育部長からお答えしたとおりでございます。

私の思いといいますか、1つは桜でありますけれども、毎年4月になりますと、桜の開花とあわせまして新年度が始まるわけでありまして、ことしもまた1年始まるなというそういう思いで大変気持ちも新たに、そして、また自分が元気でスタートできるのをこの時期になりますと、非常によい季節を迎えたなというふうに思っているところであります。魅力ある地域をつくっていく。あるいはまた市民が誇れる町をつくる。これはやっぱり経済的にも豊かになるということもそうであるかもしれませんが、ある意味では地域の自然とか、歴史とか文化とか、そういったものを地域の皆さんの心の中にしっかりと残して、そういうものを皆さんの活動で守って、そして自分たちの気持ちの中にそういう誇れる地域をつくっていく。これが大きなことになるだろうと思っています。そんな思いで下大津の大変古木の桜、非常に地域の大事な地域資源だと思しますので、何らかの形で守っていければ私もいいなというふうに思っています。そんな思いでございます。

○議長（藤井裕一君）

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

来栖議員の質問に答えたいと思います。

私も下大津小に行くたびに道路の反対側ですので、あの桜を見させていただいておりまして、今市長が述べましたように、かなりの古木で存在感のあるすばらしい桜の木だなというような認識をしております。

基本的には部長答弁と同じであります。客観的な観点で勉強をさせていただきまして、今後のあり方を考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

大変ありがとうございます。

桜の木が植わっている一角というのは先ほども申し上げましたが、下大津の古い小学校や役所があった場所で忠魂碑の場所に下大津の学校づくりの歴史というか、門柱であるとか、寄附碑であるとか、いろいろなものがそろっておりまして、遺族会の方々に今はお掃除を毎月していただいております。また、奉安殿という戦時中に天皇陛下を祭ったお社もいまだに残っております。日本でもきつと幾つも残っていないんじゃないかなというようなものであります。言いかえれば、当地区は、当市でも有数の歴史の宝庫的な場所に当たるかなと思います。

どうか市長におかれましては、保育所の統廃合の廃止、小学校の統廃合による廃止決定、地区公民館の統合廃止の方向、全てが地域からなくなっていく。下大津という村の名称や存在さえも消滅するという危機を感じている住民の心に思いをはせていただきまして、どうか保存の方向でリーダーシップをとっていただき、心配をしていただければありがたいなというふうに思う次第でございます。

続きまして、美並小学校周辺、あじさい館の桜についてあわせてですけれども、桜並木が続く東側というか、保健センターの敷地内まで現在は市の土地ですが、桜の木などは寄贈いただいたものというお話をお聞きしております。今ある財産をまちづくりや住民生活に生かすような創意工夫を要望するものです。現在、小学校歴史や整備やプール工事の際に桜の木を切るというような話は実際のものであったということがわかりました。地域にも何も相談しないままに進められたことについて、とても残念に思う次第です。私としましては、美並小学校北側県道沿いにせり出ているような枝などは交通安全上、危ないというふうに感じておりますので、北側についても東側についても枝の除去というのは仕方のないことだというふうに考えております。ただ、もともと伐採するのはできるだけ避けていただきたいというのが地域感情と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井裕一君）

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

美並小学校周辺エリアの桜の再質問にお答えをいたします。

学校の桜と聞きますと、まず思い浮かべることは入学式でございまして、子どもはもちろんですけれども、保護者にとっては感慨深く、また思い出としても長く記憶にとどめおかれるものというふうに考えております。

今回の工事では、まことに残念ではあるんですが、やむを得ず一部を多くは下枝を払って何とか残したいというふうに考えておりますが、一部はどうしてもスクールバスの進入に支障になるということから、伐採せざるを得ないかなというふうに考えております。

私どもとしましては、新しい統合小の歴史ということもございまして、記念樹ということも行いながら統合小の新しい歴史を学校と一緒にやっていくと、子どもたちと一緒にやっていくということもやっていきたいなというふうに考えておりますので、どうか、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

新しいものが始まる時には痛みも生じるというようなこともあるとは認識しております。できるだけ地域のご理解をいただけるようなご配慮をお願いしたいなというふうに思っております。

今回は下大津地区と美並地区の桜についての要望をさせていただきました。それ以外の地区においても、学校や公民館などが公共施設の多くに桜の木とか記念樹であるとか、そういったものが植えられているケースがあるかと思えます。多くの地区住民の皆様の思い出も詰まっている

ものと感じております。行政改革の観点から、公共施設の統合や廃止については、ある程度仕方ないものと理解できますが、学校の廃止で活力を失っていく地域で、住民の思い出まで一緒になくしていくというのはいかがなものかなという感じもいたします。

現在市では、公共施設を含む社会資本の更新問題、ファシリティーマネジメントを進めています。また一方では、地方創生の国の音頭で地方の活性化を図る施策も行われて政策の重要性も日に日に増していると考えられます。地域に暮らす住民の誇りというか、当市のよさを認め合うことからちょっとまちづくりも始まっていくのかなというふうに思っております。なかなかいい政策を掲げて住民が動いてくれない、乗ってくれなければ、なかなか絵に描いた餅になってしまうおそれもあるわけです。

坪井市長におかれましては、ぜひともそういった心の内というか、学校の統廃合が進んだのは霞ヶ浦地区です。千代田地区はまだ結論が出ていない部分もあります。地域にはいろいろさまざまな考えを言う方がおります。ですから、そういう思いをはせながら、また先人への敬意や感謝の念を持って、この地域の将来のために何が必要かというような振興策というようなテーマを持って、公共施設のマネジメントとは別に住民とあらゆる機会に相談をかけるような視線で臨んでいただければなというふうに思っております。心のこもった行政運営を要望させていただきます。

続いて、介護保険制度についてです。

費用負担の公平化ですけれども、今回提出された条例の変更は低所得者の保険料軽減措置というのですが、これと理解してよろしいか、お伺いをします。また所得や資産のある人の利用者負担を見直されるということですが、中身について教えていただくとともに、いつから実施かお願いをしたいと存じます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今回提出をさせていただいております介護保険条例の一部改正につきましては、議員さんのご理解のとおりでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

また、次の利用者負担の見直しについてでございますが、本年の8月から一定以上の所得のある利用者の自己負担を1割から2割に引き上げるものでございます。2割負担とする所得水準につきましては、合計所得金額が160万以上、単身で年金収入のみの場合ですと、年収の280万以上でございますが、月額上限等の措置も講じるものでございます。また、施設利用の食費、居住費を補填する補足給付の要件では一定額を超える預貯金等でございますが、資産のある方を対象外とする見直しがされるものとなっております。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございました。

先ほど答弁の中で、要支援の対象者が現在介護給付として行われている訪問介護と通所介護が新しい介護予防、日常生活支援総合事業に移行することというのは理解できたんですが、その次の市町村が地域の実情に応じた取り組みができるものとなるというような部分とその次の実際の

サービス提供に当たり、現在のサービス提供者である高齢者施設に加え、多様な主体によるサービス提供体制の整備が求められていることから、制度の重要な要素であるとともに難しい一面を持ち合わせているというようなふうを考えているということだったもので、本当ちょっとわかりにくいで、1と2と教えていただければと思います。

○議長（藤井裕一君）

お諮りをいたします。

本日の会議時間は予定しております一般質問3名が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤井裕一君）

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

約10分の休憩とします。

休 憩 午後 4時50分

再 開 午後 5時02分

○議長（藤井裕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、ご質問にお答えをいたします。

市町村が地域の実情に応じた取り組みの件についてでございますが、既存の介護事業所による既存のサービスに加えましてNPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供を可能とするもので、介護保険制度内でのサービス提供であり、財源更正も変わらないものとなっております。

また一方で、新たなサービス提供が可能となるNPO、民間企業等の取り組み想定につきましては、現在のところ不透明でございます。積極的な取り組みを促すなどの課題が考えられるところですが、本市におきましては、平成29年度の実施に向けまして制度構築の作業を進めているところでございます。よろしくご理解のほど申し上げます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

29年度からの実施に向けということでございます。幾つか私から提言をさせていただきたいんですが、福祉全般に言えることではあるかと思うんですが、介護関係に関しましても、事業者も多岐にわたる。用語やサービス名称などもふだん使わないものが多くあり、介護保険の受給者であっても難しいと感じます。ましてや現在健康な高齢者や健康な高齢者と暮らす世帯では何のことかなかなか理解できないこともあろうかと思えます。そのため2年後からの実施に向けて地域

のケア体制をつくっていくに当たって、今から丁寧にわかりやすく情報を小まめに地域に流しながら地域住民の意識や心構えの醸成を図っていただきたいなというふうに思っている次第であります。やっぱり地域のボランティア意識とか、助け合いの意識とか、そういう地域力を育て、担い手の養成やボランティアの養成も含めていかなければ、なかなか10年後を乗り切れるというようなことにはならないかと思しますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

一例ですけれども、千葉県の松戸市では、高齢者の日常生活圏域でのニーズ調査を実施して、ADL得点から介護認定者数の推計に役立てているということで評価を受けているようです。

また、埼玉県の和光市では、市の地域包括ケアシステムづくりに取り組み、地域包括支援センター内にコミュニティケア会議というのを立ち上げて、チームケアの支援、特に多職種、他制度との連結調整を重要業務として動いているということでございます。

さらには、北海道の当別市では、社会福祉法人がここ10年ぐらい福祉行政に携わって農作業を通じた高齢者の認知症対策というのが評価をされているというふうに聞いております。

かすみがうら市でも、地域ケアシステム推進事業というのを以前から実施をして一人一人の状況、困難ケースに応じたケア体制とか、そういうものをこれまでもつくってきたかというふうに思ひます。そういったところを広げていく。あるいは数を多くしていくとか、そういったことで高齢者だけ別につくるということではなくて、障害者であったり高齢者であったり地域で困っている人を面的にカバーできるような地域づくりをしていかなければ対処・対応が困難になるのかなというふうに思ひますので、地域ですできるだけ長く元気に安全に暮らしが続けられるような制度・政策、その構築を要望したいと存じます。

続いて、生活保護についてのことです。

平成25年度の不正受給者が発表されて、全国で4万3000件、約186億円との報道を目にしましたけれども、当市のチェックの仕組み、体制などについて教えていただきたいと思ひます。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

ご質問にお答えをいたします。

毎年6月に課税が確定した時点で課税状況の調査を実施してございます。また家庭訪問の際にも収入状況の申告を求め、不正受給防止に努めておるところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

次に、生活困窮者自立支援制度の関係です。

制度の理念として、第2のセーフティネットとして全国的に拡充、包括的支援体制をつくるということから、目標として生活困窮者の自立と尊厳の確保、2番として生活困窮者の支援を通じた地域づくりが求められております。国は切れ目のない、そして待ちの姿勢でない早期の把握なども打ち出しているようですが、必須事業だけにとどまることなく、任意事業に関しましても今

後取り組むということですが、住宅確保支援、就労支援、緊急的な支援、家計再建支援、子ども学習支援、その他の支援体制構築などがあり、一部委任事業者では困難と思われます。

市の考え方、方針姿勢が問われますので、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（藤井裕一君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

本市におきましては、現在地域ケアシステムによりまして、市民の方が住みなれた地域で自立をした日常生活ができるよう医療保険、介護福祉サービスを複合的・包括的に行い、支援をしているところがございます。

生活困窮者の支援につきましても、地域ケアシステムの支援策を参考にして、行政からのサービスのほか、地域での助け合いも必要であると考えておりますので、地元の区長さん初め、民生委員さんやボランティアさんなどのご協力をいただきながら情報の共有を図り、支援のネットワークを構築してまいりたいと考えているところがございます。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

ありがとうございます。

当市におきましても、優良な中小企業や個人事業主がたくさんいると思いますので、生活困窮者の自立支援のための就労面のご協力を仰ぐような地域力をぜひとも構築していただきたいというふうに思います。

香川県の丸亀市では、NPO法人が職業訓練や地域若者のサポートステーションなどの事業を市から委託を受けて市内企業への紹介などを行っていると聞きます。

また京都府の長岡京市では、市と包括的提携をしている大学が委託事業として大学院生を講師に有償で頼み、そのほか大学生のボランティアなどで毎週木曜日に学習支援をしているということが載っておりました。まさに市を挙げて貧困の連鎖を防いでいこうというような取り組みの一例でございます。

当市におきましても、国の予算も入る状況だと思いますので、困っている世帯の自立支援を図る意味で地域を挙げて就労促進、あるいは貧困の連鎖を食い止めようという学習支援など、新たな住民参加の仕組みを構築ぜひともしていただければなということに要望したいと思います。

最後になりますけれども、防犯灯の件でございますが、設置基準に沿って行政区長さんと相談をして取り組んでいただけるというような方向かと思えます。大変ありがたく感じております。しかし、基準に照らしていくと行政区内の行政区で設置すべきか。あるいは市で設置すべきか、県道なので県に要請すべきかというようなことも選択肢にはなってくるのかなと思うんですけれども、なかなか私自身は行政区に負担をかけたりすることも本意ではありませんので、よく相談をしてお願いしたいなということを感じております。どういう方向性になるか確認だけしたいと思えます。

○議長（藤井裕一君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お尋ねはいわゆる県道への設置の考え方ということだと思います。

先ほど来、申し上げてきましたけれども、防犯灯については、行政区によって管理をしているものと市が管理しているものもございまして、大枠で言いますと、おっしゃるように行政区内の防犯灯については、行政区の対応で、行政区と行政区の間の連絡道路については、市が管理しているような形となっております。

議員ご指摘のような県道等についても、防犯灯につきましては、県による設置はほとんどありませんで、市と行政区のいずれかで設置をしてきた経過がございます。県道でありましても、場所によって行政区の生活圏を横切る道路などで行政区として管理をいただいている防犯灯もがございます。人口密度の関係ですとか、道路延長が長い関係などで都市部とは事情が違う面がありますので、路線全体を明るくするような形で防犯灯を設置することは難しいところがあり、防犯上の必要性の高い箇所や通学路を優先して設置してきた経過もあろうかと思えます。

優先度によりある程度数を絞った形で対応せざるを得ない状況がございますので、これから設置する県道等の防犯灯についても行政区からの要望とあわせ緊急性、危険性を総合的に判断して設置をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君。

○4番（来栖丈治君）

環境センターのアクセス道路の関係で池田石油のところと東京製綱のところの間の県道ということになるかと思うんですけども、実際今、道整備交付金事業として事業を進めている部分があるかと思えます。その間の県道について整備要望などをしていただいて、街路灯なんかも要望に加えていただければ市の財源というか、限りある財源なども有効に活用できるかなというふうに考えるところです。これは要望にとどめておきたいと思えます。

坪井市長におかれましては、諸課題が山積をしておりまして大変だと思います。そんな中で、今議会において幅広い行政経験を持ち、温厚で真面目な人柄の横瀬副市長さんが誕生をいたしました。

横瀬副市長さんには3年間行政を離れていたかと思えます。行政から離れた目で市の行政運営を見ていた部分があると思えます。私は非常に尊敬の念を持っている先輩のお一人でありますので、今後はその3年間、市を見ていた目線というか、そういうものを我々にどんどんご指導をいただいて、住民から行政はこうあってほしいというような行政づくりにご指導を仰げればなというふうに感じておるところであります。

市長初め、各部長様の真摯なご答弁に感謝を申し上げまして、平成27年度第2回定例会での私の一般質問を閉じたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（藤井裕一君）

4番 来栖丈治君の一般質問を終わります。

○議長（藤井裕一君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議規則第10条第1項の規定により明日6月6日及び6月7日の2日間は休会となります。

次回は、6月8日定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時20分